

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成25年4月1日
(第9期) 至 平成26年3月31日

西日本高速道路株式会社

大阪府大阪市北区堂島一丁目6番20号

(E04374)

目次

【表紙】

第一部 【企業情報】	1
第1 【企業の概況】	1
1 【主要な経営指標等の推移】	1
2 【沿革】	3
3 【事業の内容】	4
4 【関係会社の状況】	8
5 【従業員の状況】	12
第2 【事業の状況】	13
1 【業績等の概要】	13
2 【生産、受注及び販売の状況】	15
3 【対処すべき課題】	16
4 【事業等のリスク】	17
5 【経営上の重要な契約等】	24
6 【研究開発活動】	25
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	26
第3 【設備の状況】	29
1 【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】	29
2 【道路資産】	34
第4 【提出会社の状況】	39
1 【株式等の状況】	39
2 【自己株式の取得等の状況】	41
3 【配当政策】	41
4 【株価の推移】	41
5 【役員の状況】	42
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	47
第5 【経理の状況】	51
1 【連結財務諸表等】	52
2 【財務諸表等】	101
第6 【提出会社の株式事務の概要】	124
第7 【提出会社の参考情報】	125
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	126
第1 【保証会社情報】	126
第2 【保証会社以外の会社の情報】	126
第3 【指数等の情報】	129
[監査報告書]	

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成26年6月27日
【事業年度】	第9期（自平成25年4月1日至平成26年3月31日）
【会社名】	西日本高速道路株式会社
【英訳名】	West Nippon Expressway Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石塚 由成
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市北区堂島一丁目6番20号
【電話番号】	06-6344-4000（代表）
【事務連絡者氏名】	財務部長 中野 浩平
【最寄りの連絡場所】	大阪府大阪市北区堂島一丁目6番20号
【電話番号】	06-6344-4000（代表）
【事務連絡者氏名】	財務部長 中野 浩平
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
営業収益 (百万円)	868,057	763,433	722,400	733,016	886,616
経常利益 (百万円)	16,034	8,768	8,581	8,588	6,173
当期純利益 (百万円)	6,726	10,074	2,814	6,433	3,480
包括利益 (百万円)	—	10,164	2,815	6,569	3,506
純資産額 (百万円)	148,292	158,497	161,308	165,553	159,351
総資産額 (百万円)	694,315	678,888	732,285	879,941	929,551
1株当たり純資産額 (円)	1,529.14	1,635.00	1,664.65	1,732.88	1,675.73
1株当たり当期純利益金額 (円)	70.81	106.04	29.62	67.72	36.64
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	20.9	22.8	21.6	18.7	17.1
自己資本利益率 (%)	4.7	6.4	1.8	4.0	2.1
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	67,435	△3,824	17,101	△59,293	57,540
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△17,158	△27,115	△13,725	△21,830	△27,081
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△35,023	8,544	29,321	98,520	2,004
現金及び現金同等物の期末 残高 (百万円)	82,495	60,099	92,794	110,262	143,946
従業員数 (人)	12,327	12,578	12,600	12,982	13,396
<外、平均臨時雇用者数>		<2,434>	<2,569>	<2,832>	<2,904>

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれていません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

3. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載していません。

4. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）です。

5. 臨時従業員数を<>で外書きし、臨時従業員数が従業員数の100分の10未満の連結会計年度においては、臨時従業員数の記載を省略しています。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月		平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
営業収益	(百万円)	848,069	741,934	691,587	698,652	851,520
経常利益	(百万円)	8,887	2,944	3,740	9,106	1,945
当期純利益又は 当期純損失(△)	(百万円)	2,631	2,423	953	6,030	△533
資本金	(百万円)	47,500	47,500	47,500	47,500	47,500
発行済株式総数	(千株)	95,000	95,000	95,000	95,000	95,000
純資産額	(百万円)	134,335	136,758	137,712	143,742	143,209
総資産額	(百万円)	676,544	653,564	708,819	849,884	902,360
1株当たり純資産額	(円)	1,414.05	1,439.56	1,449.61	1,513.08	1,507.47
1株当たり配当額	(円)	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額(△)	(円)	27.70	25.51	10.04	63.48	△5.62
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	19.9	20.9	19.4	16.9	15.9
自己資本利益率	(%)	2.0	1.8	0.7	4.3	—
株価収益率	(倍)	—	—	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—	—	—
従業員数	(人)	2,464	2,394	2,322	2,298	2,352

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれていません。

2. 第5期、第6期、第7期及び第8期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

3. 第9期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載していません。

4. 第9期の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載していません。

5. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載していません。

6. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しています。

2 【沿革】

当社は、日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）（以下「民営化関係法施行法」といいます。）第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い、日本道路公団の業務並びに権利及び義務のうち、当社に引き継がれ又は承継される旨が規定された業務並びに資産、債務その他の権利及び義務を引き継ぎ又は承継し、平成17年10月1日に設立されました。

年月	事項
平成17年10月	西日本高速道路㈱設立
平成17年12月	西日本高速道路サービス・ホールディングス㈱（子会社）設立
平成18年4月	財団法人道路サービス機構及び財団法人ハイウェイ交流センターから、当社及び西日本高速道路サービス・ホールディングス㈱がサービスエリア・パーキングエリア（以下「SA・PA」といいます。）に関する事業等を譲受け
平成18年10月	西日本高速道路サービス関西㈱（子会社）、西日本高速道路サービス中国㈱（子会社）、西日本高速道路サービス四国㈱（子会社）、西日本高速道路サービス九州㈱（子会社）、西日本高速道路総合サービス沖縄㈱（子会社）、西日本高速道路パトロール関西㈱（子会社）、西日本高速道路パトロール九州㈱（子会社）及び西日本高速道路メンテナンス九州㈱（子会社）設立
平成18年12月	西日本高速道路メンテナンス中国㈱（子会社）設立
平成18年12月	西日本高速道路ロジスティクス㈱（西日本高速道路サービス・ホールディングス㈱の100%子会社）設立
平成19年2月	西日本高速道路サービス関西㈱、西日本高速道路サービス中国㈱及び西日本高速道路サービス九州㈱が料金収受業務に関する事業を、西日本高速道路パトロール関西㈱及び西日本高速道路パトロール九州㈱が交通管理業務に関する事業を、西日本高速道路サービス四国㈱が料金収受業務及び交通管理業務に関する事業を、西日本高速道路総合サービス沖縄㈱が料金収受業務、交通管理業務及び保全作業業務に関する事業を各々既存の維持管理業務実施会社から譲受け
平成19年3月	西日本高速道路メンテナンス関西㈱（子会社）設立
平成19年3月	㈱エフディー（平成19年4月に西日本高速道路エンジニアリング九州㈱へ社名変更）、㈱オーデックス（平成19年4月に西日本高速道路エンジニアリング関西㈱へ社名変更）、四国道路エンジニア㈱（平成19年4月に西日本高速道路エンジニアリング四国㈱へ社名変更）及び㈱ハーディア（平成19年4月に西日本高速道路エンジニアリング中国㈱へ社名変更）の株式を取得し、当社の子会社との議決権をあわせて子会社化
平成19年4月	西日本高速道路メンテナンス九州㈱が保全作業業務に関する事業を既存の維持管理業務実施会社から譲受け
平成19年6月	西日本高速道路メンテナンス中国㈱が保全作業業務に関する事業を既存の維持管理業務実施会社から譲受け
平成19年9月	西日本高速道路メンテナンス関西㈱及び西日本高速道路エンジニアリング四国㈱が保全作業業務に関する事業を各々既存の維持管理業務実施会社から譲受け
平成19年10月	西日本高速道路ファシリティーズ㈱（子会社）設立
平成20年3月	西日本高速道路ファシリティーズ㈱が点検・管理業務及び保全作業業務に関する事業を既存の維持管理業務実施会社から譲受け
平成20年4月	西日本高速道路ビジネスサポート㈱（子会社）設立
平成20年7月	西日本高速道路ビジネスサポート㈱が不動産関連業務に関する事業を既存の業務実施会社から譲受け
平成21年3月	一般国道506号（那覇空港自動車道（南風原道路））の料金徴収期間が満了
平成21年4月	関西国際空港㈱から関西国際空港連絡橋（道路部分）を引き継ぎ、維持管理業務を開始
平成22年7月	芦有ドライブウェイ㈱の株式を㈱日本政策投資銀行とともに取得し子会社化
平成22年11月	西日本高速道路サービス・ホールディングス㈱が、㈱ハーブス、㈱ポーチェ・オアシス及び㈱クレッセの株式を取得し子会社化
平成23年1月	NEXCO-West USA, Inc.（子会社）設立
平成24年4月	㈱Ligaric（子会社）設立
平成24年5月	㈱富士技建及び㈱ドゥユー大地の株式を取得し子会社化
平成25年4月	NEXCO西日本コミュニケーションズ㈱（子会社）設立

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社（西日本高速道路㈱）、子会社29社及び関連会社7社（平成26年3月31日現在）により構成されており、高速道路事業、受託事業、SA・PA事業、その他の4部門に係る事業を行っており、各事業における当社及び関係会社の位置付け等は、次のとおりです。

なお、次の4部門は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一です。

(1) 高速道路事業

高速道路事業においては、西日本地域の2府22県（注1）において、平成18年3月31日に当社が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）と締結した「高速自動車国道中央自動車道西宮線等に関する協定」（以下「全国路線網協定」といいます。）、「一般国道31号（広島呉道路）に関する協定」（以下「広島呉道路協定」といいます。）、「一般国道165号及び一般国道166号（南阪奈道路）に関する協定」（以下「南阪奈道路協定」といいます。）、「一般国道201号（八木山バイパス）に関する協定」（以下「八木山バイパス協定」といいます。）及び「一般国道506号（那覇空港自動車道（南風原道路））に関する協定」（以下「那覇空港自動車道協定」といいます。）（注2）（その後の変更を含み、以下「協定」と総称します。）、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）（以下「特措法」といいます。）第3条の規定による許可及び同法第4条の規定に基づき、高速道路（注3）の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等を行っています。当該協定に基づき、新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に引き渡すこととしており、かかる道路資産を、当社は機構から借り受けて、高速道路事業を実施します。道路利用者より徴収する料金には高速道路の公共性に鑑み当社の利潤を含めないことを前提としており、かかる料金収入は機構への賃借料及び管理費用の支払いに充てられます。また、同法第9条の規定に基づき、当該高速道路の道路管理者の権限の一部を代行しています。

当事業において、以下の業務については、当社が関係会社に委託しています。

料金収受業務	西日本高速道路サービス関西㈱、西日本高速道路サービス中国㈱、西日本高速道路サービス四国㈱、西日本高速道路サービス九州㈱、西日本高速道路総合サービス沖縄㈱
交通管理業務	西日本高速道路パトロール関西㈱、西日本高速道路サービス四国㈱、西日本高速道路パトロール九州㈱、西日本高速道路総合サービス沖縄㈱
点検・管理業務	西日本高速道路エンジニアリング関西㈱、西日本高速道路エンジニアリング中国㈱、西日本高速道路エンジニアリング四国㈱、西日本高速道路エンジニアリング九州㈱、西日本高速道路総合サービス沖縄㈱、西日本高速道路ファシリティーズ㈱
保全作業業務	西日本高速道路メンテナンス関西㈱、西日本高速道路メンテナンス中国㈱、西日本高速道路エンジニアリング四国㈱、西日本高速道路メンテナンス九州㈱、西日本高速道路総合サービス沖縄㈱、西日本高速道路ファシリティーズ㈱、㈱富士技建、㈱ドゥーユー大地
その他業務（注4）	西日本高速道路ビジネスサポート㈱、㈱富士技建、㈱ドゥーユー大地、㈱NEXCOシステムズ、㈱高速道路総合技術研究所、ハイウェイ・トール・システム㈱

- (注) 1. 福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県（なお、中日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱が事業を営む高速道路は除きます。）
2. 那覇空港自動車道協定については、平成21年2月19日付で一部変更を行い、料金の徴収期間及び道路資産の貸付期間を平成21年8月19日までから平成21年3月27日までに短縮しました。これを受け、平成21年3月28日午前0時をもって、当該協定は期間満了の上終了し、一般国道506号（那覇空港自動車道（南風原道路））は無料開放され、道路の管理についても国に引き継がれています。
3. 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）（以下「高速道路会社法」といいます。）第2条第2項に規定する高速道路をいいます。
4. 不動産関連、通行料金及び交通量等の電子計算、高速道路技術に関する調査・研究及び技術開発及び料金収受機械保守及び橋梁補修等の業務です。

(2) 受託事業

受託事業においては、当社が国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等及びその他委託に基づく事業等を行っています。

国土交通大臣からの委託に基づく新直轄方式（注）に係る高速自動車国道の新設（以下「直轄高速道路事業」といいます。）を行っているほか、国、地方公共団体等との協議の結果、経済性、効率性等から当社において一体として実施することが適当と認められた跨道橋や取付道路などの工事等を当該国、地方公共団体等から受託しています。

（注）高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）（以下「高速自動車国道法」といいます。）第5条第1項の規定に基づき定められた整備計画において国土交通大臣が施行主体とされた高速自動車国道の区間につき、国土交通大臣が新設を行う方式をいいます。

(3) SA・PA事業

SA・PA事業においては、高速道路の休憩所及び給油所等（以下「商業施設等」といいます。）の建設、管理等を行っており、当社の連結子会社である西日本高速道路サービス・ホールディングス(株)が182箇所(注)において商業施設等の管理運営を行っています。また、西日本高速道路ロジスティクス(株)、(株)ハープス、(株)ボーチェ・オアシス及び(株)クレッセは、SA・PA事業にかかる運営の一部を行っています。

（注）182箇所の商業施設等については、国道2号姫路バイパスの別所パーキングエリア(上下線)の2箇所を含みます。

(4) その他

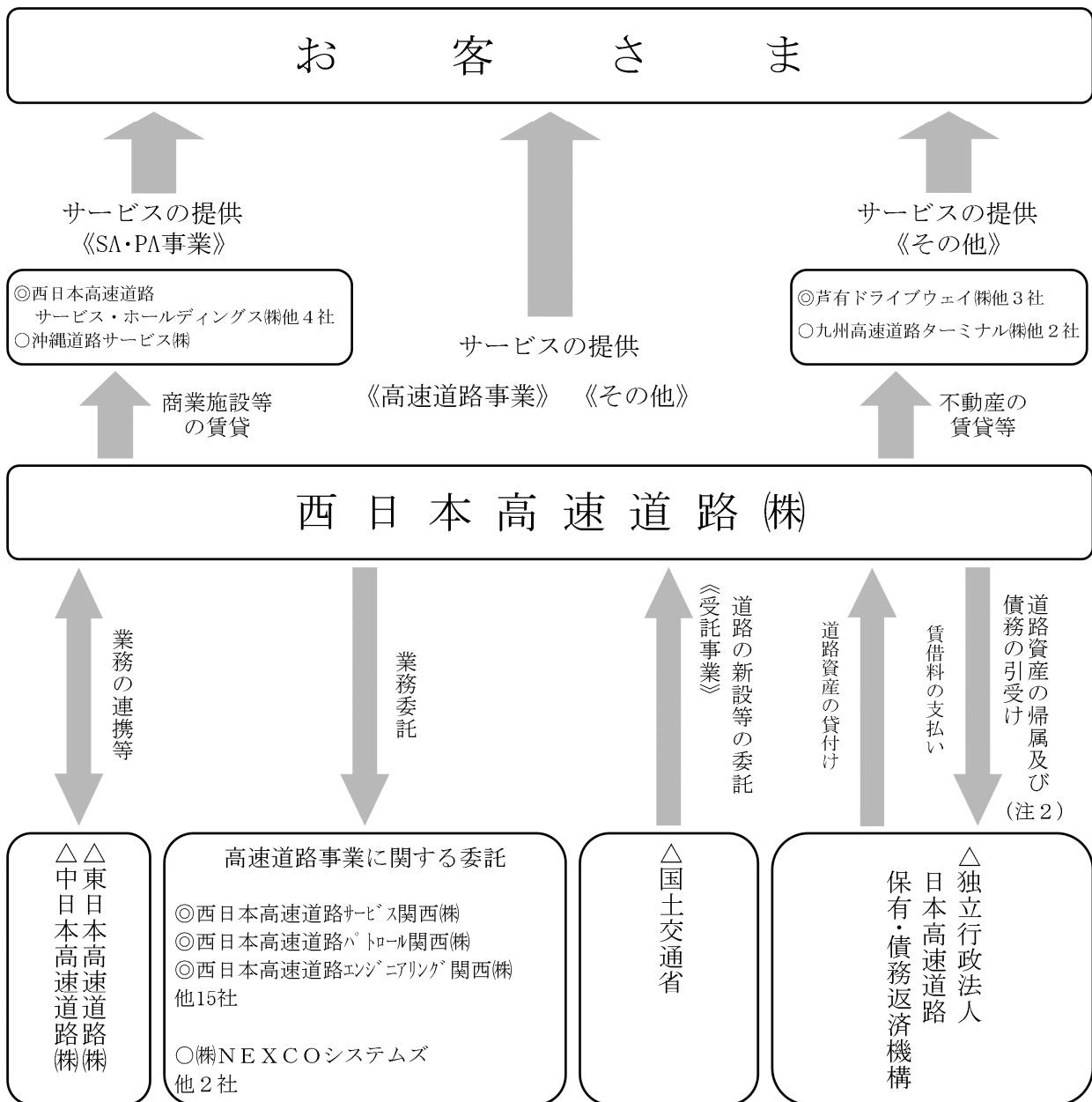
その他においては、駐車場事業、建設等のコンサルティング事業、一般自動車道事業、橋梁点検事業、ウルトラファインバブル事業、広告事業、海外における高速道路事業、トラックターミナル事業等を実施しています。

このうち、駐車場事業については、当社が福岡中央自動車駐車場の管理運営を行っており、建設等のコンサルティング事業については、当社が技術支援業務を行っています。一般自動車道事業については、連結子会社である芦有ドライブウェイ(株)が、芦屋市と神戸市北区を結ぶ一般自動車道「芦有ドライブウェイ(10.7km)」の管理運営を行っています。橋梁点検事業については、連結子会社であるNEXCO-West USA, Inc. が米国での橋梁点検事業を行っています。ウルトラファインバブル事業については、連結子会社である(株)Ligariが、ウルトラファインバブル(約1~3 μ m(マイクロメートル(注)))の微細気泡技術を清掃など道路事業における活用から、農業など多様な分野へ適用拡大していくことを目的とし、事業を行っています。広告事業については、連結子会社であるNEXCO西日本コミュニケーションズ(株)が、高速道路の広告事業の成長を通じて地域の情報発信のサポートをするなど、「地域」と「人」の橋渡しの役割を担うことを目的とし、事業を行っています。

海外における高速道路事業については、持分法適用関連会社である日本高速道路インターナショナル(株)が海外における道路インフラ事業への展開を目的とし、事業を行っています。トラックターミナル事業については、持分法適用関連会社である九州高速道路ターミナル(株)が佐賀県鳥栖市及び熊本市東区の2箇所におけるトラックターミナルの管理運営を行っています。また、持分法適用関連会社である(株)NEXCO保険サービスが損害保険及び生命保険の代理店業務を行っています。

以上に述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりです。

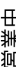
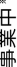
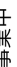

（注）マイクロメートルとは長さの単位であり、1マイクロメートルは1ミリメートルの1,000分の1です。

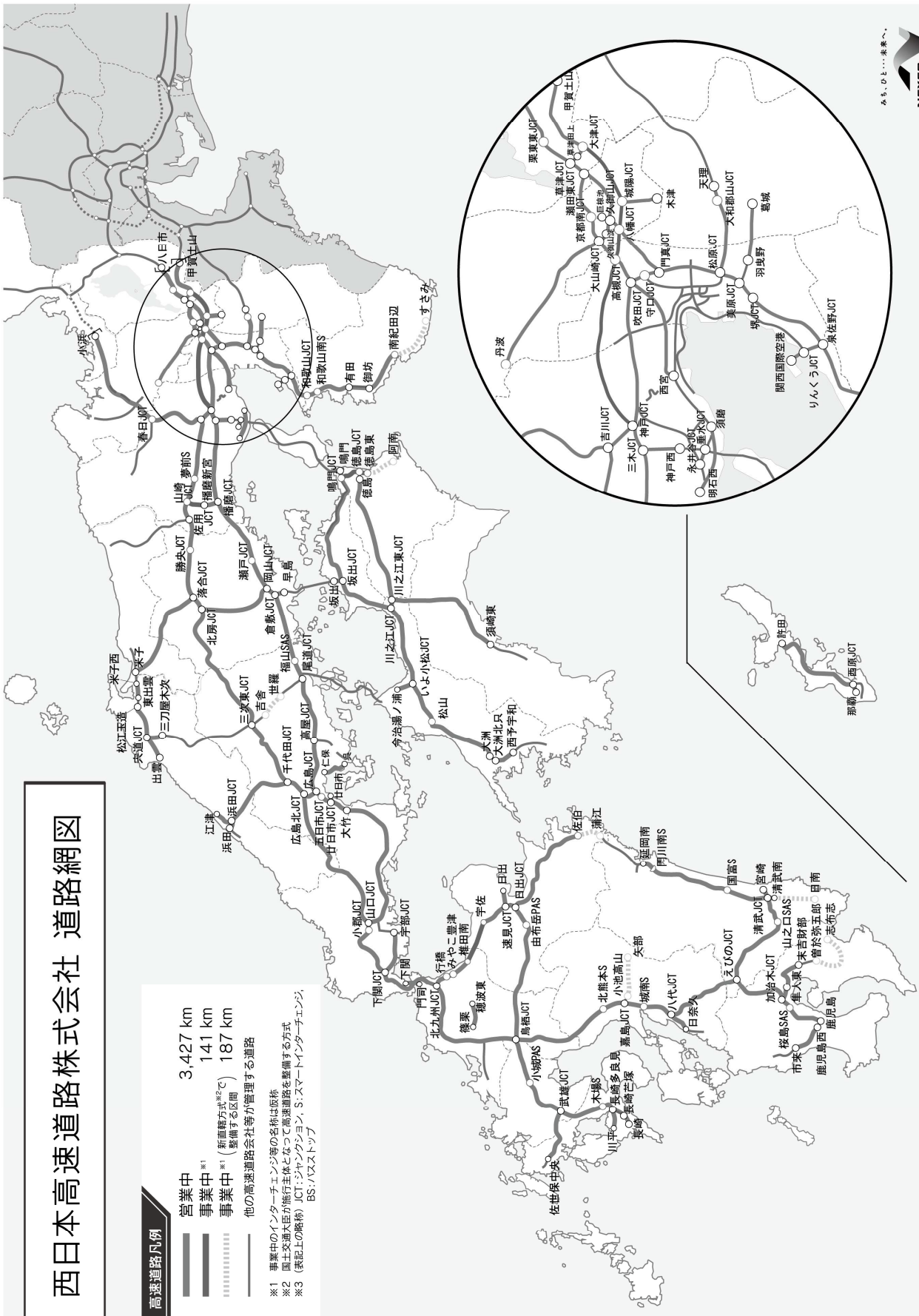


(注) 1. ◎は連結子会社，○は持分法適用の子会社及び関連会社，△は関連当事者を示しています。
 2. 機構は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が、特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされています。

西日本高速道路株式会社 道路網図

高速道路凡例

-  営業中 3,427 km
 -  事業中^{※1} 141 km
 -  事業中^{※1} (新直轄方式^{※2}で整備する区間) 187 km
 -  他の高速道路会社等が管理する道路
- ^{※1} 事業中のインターチェンジ等の名称は仮称
^{※2} 国土交通大臣が施行主体となつて高速道路を整備する方式
^{※3} (表記上の略称) JCT:ジャンクション、S:スマートインターチェンジ、BS:バスストップ



4 【関係会社の状況】

(1) 連結子会社

平成26年3月31日現在

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の所有 割合 (%)	関係内容
西日本高速道路サービス関西㈱	大阪府 吹田市	70	高速道路事業	100.0	料金収受業務を委託しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名
西日本高速道路サービス中国㈱	広島市 南区	50	高速道路事業	100.0	料金収受業務を委託しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名
西日本高速道路サービス四国㈱	香川県 高松市	40	高速道路事業	100.0	料金収受業務及び交通管理業務を委託しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員2名
西日本高速道路サービス九州㈱	福岡県 太宰府市	50	高速道路事業	100.0	料金収受業務を委託しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
西日本高速道路総合サービス沖縄㈱	沖縄県 浦添市	60	高速道路事業	100.0	料金収受業務、交通管理業務、点検・ 管理業務及び保全作業業務を委託して います。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員2名
西日本高速道路パトロール関西㈱	大阪市 淀川区	20	高速道路事業	100.0	交通管理業務を委託しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
西日本高速道路パトロール九州㈱	福岡市 博多区	115	高速道路事業	100.0	交通管理業務を委託しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名
西日本高速道路メンテナンス関西㈱	大阪府 茨木市	420	高速道路事業	100.0	保全作業業務を委託しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名
西日本高速道路メンテナンス中国㈱	広島市 東区	350	高速道路事業	100.0	保全作業業務を委託しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員2名
西日本高速道路メンテナンス九州㈱	福岡市 中央区	160	高速道路事業	100.0	保全作業業務を委託しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名
西日本高速道路エンジニアリング関西㈱	大阪府 茨木市	90	高速道路事業	100.0 (45.0)	点検・管理業務を委託しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名
西日本高速道路エンジニアリング中国㈱	広島市 西区	70	高速道路事業	100.0 (47.6)	点検・管理業務を委託しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員2名

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の所有 割合 (%)	関係内容
西日本高速道路エンジニアリング四国(株)	香川県 高松市	60	高速道路事業	100.0 (34.4)	点検・管理業務及び保全作業業務を委託しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員2名
西日本高速道路エンジニアリング九州(株)	福岡市 中央区	80	高速道路事業	100.0 (43.6)	点検・管理業務を委託しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名
西日本高速道路ファシリティーズ(株)	大阪府 茨木市	160	高速道路事業	100.0	点検・管理業務及び保全作業業務を委託しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名
西日本高速道路ビジネスサポート(株)	大阪市 淀川区	30	高速道路事業	100.0	不動産関連業務及び人材派遣業務を委託しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員3名
西日本高速道路サービス・ホールディングス(株)	大阪市 北区	110	S A・P A事業	100.0	S A・P A内商業施設の管理運営を委託しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 あり 役員の兼任等 当社従業員1名
西日本高速道路ロジスティックス(株)	大阪市 北区	30	S A・P A事業	100.0 (100.0)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名
芦有ドライブウェイ(株)	兵庫県 芦屋市	40	その他	51.0	有料道路の管理運営をしています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員2名
(株)ハーパス	大阪市 北区	71	S A・P A事業	100.0 (100.0)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
(株)ポーチェ・オアシス	岡山市 北区	50	S A・P A事業	100.0 (100.0)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
(株)クレッセ	福岡市 博多区	20	S A・P A事業	100.0 (100.0)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名
NEXCO-West USA, Inc. (注3)	米国(ワシントンDC)	\$ 1,312,500	その他	100.0	橋梁点検技術の販売をしています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員2名
(株)富士技建	大阪市 淀川区	80	高速道路事業	100.0	保全作業業務、研究開発・技術開発業務を委託しています。 資金援助 あり 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員2名

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の所有 割合 (%)	関係内容
(株)ドュー大地	広島市 西区	70	高速道路事業	100.0	保全・建設技術業務、研究開発・技術 開発業務を委託しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員2名
(株)L i g a r i c	大阪府 吹田市	75	その他	66.7	研究開発・技術協力業務を委託してい ます。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員2名
NEXCO西日本 コミュニケーションズ(株)	大阪市 淀川区	35	その他	100.0	S A ・ P A の商業施設内外における広 告媒体の管理、運営及び販売を委託し ています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 あり 役員の兼任等 当社従業員2名

- (注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しています。
2. 議決権の所有割合の () 内は間接所有割合で内数です。
3. NEXCO-W e s t U S A , I n c . の資本金は、現地通貨単位により記載しています。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の所有 割合 (%)	関係内容
沖縄道路サービス ㈱	沖縄県 浦添市	30	S A ・ P A 事 業	91.9 (91.9)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
㈱NEXCOシス テムズ	東京都 台東区	50	高速道路事業	33.3	通行料金、交通量等の電子計算業務を 委託しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名
㈱高速道路総合技 術研究所	東京都 町田市	45	高速道路事業	33.3	高速道路技術に関する調査・研究及び 技術開発業務を委託するとともに、滋 賀県湖南市の緑化試験・生産施設を賃 貸しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 あり 役員の兼任等 当社従業員1名
ハイウェイ・トー ル・システム㈱	東京都 中央区	75	高速道路事業	24.1 [7.8]	料金収受機械保守業務を委託していま す。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
㈱NEXCO保険 サービス	東京都 文京区	15	その他	33.3	当社の保有する車両にかかる損害保険 の代理店業務等を実施しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名
九州高速道路ター ミナル㈱	熊本市 東区	539	その他	22.3	佐賀県鳥栖市及び熊本市東区の2箇所 におけるトラックターミナル事業用地 を賃貸しています。 資金援助 なし 役員の兼任等 当社従業員1名
日本高速道路イン ターナショナル㈱	東京都 千代田区	499	その他	28.7	海外における道路インフラ事業への参 入を目的としています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しています。

2. 議決権の所有割合の () 内は間接所有割合で内数です。

3. 議決権の所有割合の [] 内は、当社と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係にあることにより当社の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者又は当社の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者の議決権の所有割合で外数となっています。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成26年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
高速道路事業	12,267
受託事業	<1,442>
SA・PA事業	735
その他	<1,425>
全社（共通）	394 <37>
計	13,396 <2,904>

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数をく >で外書きしています。
2. 高速道路事業及び受託事業、SA・PA事業及びその他については、それぞれ両事業を一体的に取り扱っていることから、一括して記載しています。
3. 全社（共通）には、特定のセグメントに区分できない経営企画、人事等の部署に所属している従業員数を記載しています。

(2) 提出会社の状況

平成26年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
2,352	41.2	17.0	7,646,989

セグメントの名称	従業員数(人)
高速道路事業	1,900
受託事業	
SA・PA事業	58
その他	
全社(共通)	394
計	2,352

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しています。
2. 平均勤続年数は、日本道路公団における勤続年数を含んでいます。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでいます。
4. 高速道路事業及び受託事業、SA・PA事業及びその他については、それぞれ両事業を一体的に取り扱っていることから、一括して記載しています。
5. 全社(共通)には、特定のセグメントに区分できない経営企画、人事等の部署に所属している従業員数を記載しています。

(3) 労働組合の状況

提出会社の労使関係及び連結子会社の労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国の経済は、政府の一体的な取り組みの政策効果から、家計や企業のマインドが改善し、消費等の内需を中心として景気回復の動きが広がりました。また、企業収益の増加から設備投資が持ち直しつつあり、雇用・所得環境が改善していく中で、景気回復の動きが確かなものとなることが期待される状況にあります。

このような経済情勢のもと、当社グループが運営する高速道路事業において、通行台数は、景気回復の影響などにより前期比4.5%増となり、料金収入は、前期比3.4%増（605,393百万円）となりました。

また、高速道路の安全性・健全性を将来にわたり確保するための取り組みを開始したほか、高速道路ネットワークの形成・充実に向けて道路建設事業を着実に進め、京都縦貫自動車道（沓掛インターチェンジ～大山崎ジャンクション）等の2道3区間を新たに開通しました。

高速道路事業以外の事業においては、S A・P A事業を中心に展開し、店舗売上は前期比7.0%増（151,578百万円）となりました。

その結果、当連結会計年度の営業収益は886,616百万円（前連結会計年度比21.0%増）、営業費用は882,143百万円（同21.3%増）、営業利益は4,472百万円（同25.7%減）、経常利益は6,173百万円（同28.1%減）となり、当期純利益は3,480百万円（同45.9%減）となりました。

なお、各セグメントの概況は次のとおりです。

(高速道路事業)

高速道路事業においては、機構との協定、特措法第3条の規定による許可及び同法第4条の規定に基づき高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等を行いました。

このうち、道路管理事業については、国民共有の財産である高速道路資産の健全性と機能を永続的に確保し、長期的な視野にたつて道路構造物の計画的な維持管理・更新を行うため、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社とともに設置した「高速道路資産の長期保全及び更新のあり方に関する技術検討委員会」による提言を受け、「東・中・西日本高速道路株式会社が管理する高速道路における大規模更新・大規模修繕計画（概略）」を策定しました。

また、中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故を受け、高速道路を利用されるお客さまに対する安全性を確保するための対策を早期かつ確実に実施するため、高速道路事業に係る利益剰余金を活用した修繕事業である利益剰余金活用事業（平成25年度事業計画認可）を実施しました。加えて、東日本大震災を教訓に、和歌山県や高知県など津波被害が予想される箇所的高速道路に津波避難場所を設置するなど実効性のある対策に取り組むとともに、関係機関との連携を加速させ、災害対応力の強化を図りました。

その他、E T Cの利用促進を図るとともに、マイレージ割引などE T Cを活用した各種料金割引に加え、高速道路利便増進事業の料金割引などを実施しました。また、国土交通省公表の「新たな高速道路料金に関する基本方針」に基づいた「新たな高速道路料金（案）」を作成し、国民の皆さまからご意見を伺うなど所要の手続きを経て、平成26年3月14日に国土交通大臣から高速道路事業の変更の許可を受けて、消費税（8%）の転嫁も踏まえた平成26年4月1日以降の新たな高速道路料金を決定しました。

一方、道路建設事業については、新名神高速道路の着実な整備を行うなど高速道路ネットワークの形成・充実に努めるとともに、平成25年6月11日、湯浅御坊道路4車線化等についての事業許可を新たに受けました。また、同年4月21日には京都縦貫自動車道（沓掛インターチェンジ～大山崎ジャンクション）が、平成26年3月16日には東九州自動車道（日向インターチェンジ～都農インターチェンジ）が、同月23日には東九州自動車道（苅田北九州空港インターチェンジ～行橋インターチェンジ）がそれぞれ開通したほか、名神高速道路蒲生スマートインターチェンジ他2箇所等の供用を開始しました。

その結果、道路資産完成高及び同完成原価の大幅な増加等により、当連結会計年度の営業収益は828,753百万円（前連結会計年度比23.3%増）、営業費用は829,885百万円（同23.8%増）となり、また、利益剰余金活用事業を実施したこと等から、営業損失は1,131百万円（前連結会計年度は営業利益1,839百万円）となりました。

(受託事業)

受託事業においては、高速道路の計画・建設・管理の各段階を通じ、これまで培ってきた技術力・ノウハウを活かして、東九州自動車道など国土交通大臣からの委託に基づく直轄高速道路事業や、一般国道24号の改築事業をはじめとする国や地方公共団体等からの委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等を実施しました。その結果、当連結会計年度の営業収益は13,132百万円（前連結会計年度比22.6%減）、営業費用は13,069百万円（同22.5%減）となり、営業利益は62百万円（同31.1%減）となりました。

(SA・PA事業)

SA・PA事業においては、テナント各社と協力し、SA・PAを「くつろぎ、楽しさ、にぎわい」を実感していただける「お客さま満足施設」への変革を目指し、地域性や交通特性などを踏まえた店づくり・品揃え等のブランド戦略を展開しました。

ブランド化にあたっては、3つの特色をもつエリアを展開し、日常的なご利用において満足いただけるサービスを「おもてなしの心」で提供する「モテナス」として山陽自動車道奥屋パーキングエリア（下り線）など2店舗、地域の特色を活かしたサービスを提供する「アドヴァンストエリア」として大分自動車道山田サービスエリア（上り線）1店舗、特別なコンセプトを持つ旅の目的地となる「パヴァリエ」として名神高速道路大津サービスエリア（下り線）など2店舗をリニューアルオープンしました。

なお、当連結会計年度の営業収益は34,772百万円（前連結会計年度比0.4%増）、営業費用は28,544百万円（同0.2%増）となり、営業利益は6,228百万円（同1.7%増）となりました。

(その他)

その他においては、福岡市天神地区における駐車場事業、建設等のコンサルティング事業、一般自動車道事業、米国における橋梁点検事業、ウルトラファインパブル事業、広告事業、海外における高速道路事業、トラックターミナル事業等を行っています。その結果、当連結会計年度のその他全体としては、営業収益は10,702百万円（前連結会計年度比10.0%増）、営業費用は11,455百万円（同3.6%減）となり、営業損失は752百万円（前連結会計年度は営業損失2,156百万円）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の期末残高は143,946百万円（前連結会計年度比30.5%増）となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は57,540百万円（前連結会計年度は59,293百万円の資金の使用）となりました。これは主に、たな卸資産の増加額3,631百万円、売上債権の増加額5,877百万円、利息の支払額5,432百万円及び法人税等の支払額5,134百万円の計上など資金の使用はあったものの、税金等調整前当期純利益6,845百万円に加え、減価償却費20,875百万円や仕入債務の増加額34,186百万円の資金の獲得によるものです。

なお、上記たな卸資産の増加額は、その大部分が特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の増加によるものであり、かかる資産は、連結貸借対照表の「仕掛道路資産」に計上されます。なお、その建設資金には財務活動の結果得られた資金を充当しています。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は27,081百万円（前連結会計年度比24.1%増）となりました。これは主に、料金收受機械、ETC装置等の設備投資29,213百万円の資金の使用によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は2,004百万円（前連結会計年度比98.0%減）となりました。これは主に、長期借入れ及び道路建設関係社債発行による資金の獲得229,674百万円があった一方、長期借入金の返済及び道路建設関係社債償還による資金の使用225,174百万円（機構法第15条第1項による債務引受額225,000百万円を含みます。）によるものです。

なお、建設投資（仕掛道路資産）に係る有利子負債は、建設投資（仕掛道路資産）を機構に引き渡す際に同時に機構が債務を引受けます。

(参考情報)

提出会社の当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）における「高速道路事業営業収益、営業外収益及び特別利益明細表」は、以下のとおりです。

なお、「高速道路事業営業費用、営業外費用及び特別損失等明細表」については、後記「第5 経理の状況 2 財務諸表等 (1)財務諸表 ②損益計算書 営業費用明細書のうち高速道路事業原価明細書」をご参照ください。

(注) 本明細表は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）第6条の規定により作成しています。

高速道路事業営業収益、営業外収益及び特別利益明細表
当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

区分	金額（百万円）	
1. 営業収益		
料金収入	605,520	
道路資産完成高	220,466	
その他の売上高	816	826,803
2. 営業外収益		
受取利息	0	
有価証券利息	0	
受取配当金	165	
土地物件貸付料	1	
雑収入	225	393
3. 特別利益		
固定資産売却益	31	
その他特別利益	0	31
高速道路事業営業収益等合計		827,228

(注) 収益の配賦基準は次のとおりです。

1. 高速道路事業又はその他収益として事業が特定できるものは、各々の特定の事業部門に直接配賦しています。
2. 事業が特定できないものについては、営業損益比により各事業へ配賦しています。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの各事業は、受注生産形態をとらない事業が多く、セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

このため、生産、受注及び販売の状況については、前記「1 業績等の概要」においてセグメントの業績に関連付けて記載しています。

3 【対処すべき課題】

当社グループは、平成23年度から平成27年度までの5年間を『自立』と『成長』のための期間と位置付けて取り組みを行っています。当社グループを取り巻く厳しい環境・情勢下においても、「100%の安全・安心」を実現するために必要なことは最優先に取り組むこととしており、とりわけ、経年劣化した高速道路の長期保全や更新への取り組みは現下の喫緊の課題です。

このため、「高速道路資産の長期保全及び更新のあり方に関する技術検討委員会」の提言を受け「東・中・西日本高速道路株式会社が管理する高速道路における大規模更新・大規模修繕計画（概略）」を策定したところであり、その実行に向け、事業を着実に推進していくための体制を構築するなどの取り組みを開始したところです。また、高速道路の損傷個所の早急かつ確実な補修に向けて、点検から補修に至る一連の業務が永続的に機能するシステムを早期に確立するとともに、点検により、将来起こりうる変状の予見も含め、道路構造物などの健全性の見える化・モニタリングを行っています。

これらのハード・ソフト両面の対策に当社グループ一丸となって取り組むことにより、国民共有の財産である高速道路の健全性と機能を将来にわたって確保していくよう、より一層努めていきます。

このほか、『自立』し『成長』し続ける企業グループを目指し、以下のような課題への取り組みを行っています。

（災害対応力の強化）

災害対応力の強化を図るため、災害対応計画の策定や防災備蓄倉庫などの整備に加え、災害発生時に実効性の高い活動ができる体制の構築に向けて取り組んでいきます。

そのために、防災訓練や防災研修の実施、災害図上訓練などを通じて災害対応計画の実効性を確認するとともに、訓練などから得られた課題をもとに災害対応計画の見直しや必要なマニュアルの整備を図り、社員の防災意識の向上にも注力していきます。

（お客さまの満足度の更なる向上）

S・A・P・Aでは、地域性や交通特性を踏まえた店づくり・品揃え等のブランド戦略を展開することにより、「くつろぎ、楽しさ、にぎわい」を実感していただける「お客さま満足施設」へ変革します。

なお、ブランド戦略については、当社グループが運営する直営店において先駆的に展開し、統一的なサービスの提供や接客水準などの向上により、お客さまの期待を超えた価値の提供に努めていきます。

（女性活躍促進に向けた取り組み）

高速道路に対するニーズの多様化に対応し、高い付加価値をもったより高いサービスを提供するためには、多様な視点を活かした事業の推進が必要であり、平成25年7月に当社内に「ウィメンズネットワーク」を設置して、女性活躍促進に関する諸課題について議論・検討を行うなどの取り組みを始めたところであり、引き続き女性活躍促進に向けた取り組みを進めていきます。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業その他に関するリスクについて、投資家の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しています。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資家の投資判断上、又は当社グループの事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から記載しています。

当社グループは、これらリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針がありますが、投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を、慎重に検討した上で行われる必要があると考えています。また、以下の記載は投資に関連するリスクを全て網羅するものではありませんので、この点にご留意下さい。

なお、本項において、将来に関する事項は、別段の表示が無い限り、有価証券報告書提出日現在において判断したものです。

1. 民営化について

(1) 経緯

当社は、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団の民営化を目的として、平成17年10月1日の高速道路会社法、機構法、日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律（平成16年法律第101号）（以下「整備法」といいます。）（以下高速道路会社法、機構法及び整備法を「民営化関係法」と総称します。）及び民営化関係法施行法の施行により、機構、東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱（以下、当社、東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱を「高速道路会社」と総称します。）とともに設立されました。

(2) 高速道路株式会社法

① 目的等

高速道路会社の目的として、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うこと等により、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与すること（第1条）を掲げるとともに、その事業の範囲（第5条）、機構との協定（第6条）等について規定しています。

② 概要

(ア) 国土交通大臣による認可を必要とする事項

a 株式又は募集新株予約権を引き受ける者の募集等（第3条）

高速道路会社は、会社法（平成17年法律第86号）（以下「会社法」といいます。）第199条第1項に規定するその発行する株式若しくは同法第238条第1項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を発行しようとするときは、国土交通大臣の認可を必要とします。

b 事業範囲外の高速道路における業務（第5条）

高速道路会社は、国土交通大臣の認可を受けて、高速道路会社法の規定によりその事業を営むこととされた高速道路以外の高速道路において、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理並びに高速道路の通行者又は利用者の利便に供するための休憩所、給油所その他の施設の建設及び管理を営むことができます。

c 代表取締役等の選定等（第9条）

高速道路会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任又は監査委員の選定及び解職の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません。

d 事業計画（第10条）

毎事業年度の事業計画の策定には、国土交通大臣の認可を必要とします。また、これを変更しようとするときも同様となります。

e 社債及び借入金（第11条）

会社法第676条に規定する募集社債を引き受ける者の募集、株式交換に際しての社債の発行及び弁済期限が1年を超える資金の借入れをしようとするときは、国土交通大臣の認可を必要とします。

f 重要な財産の譲渡等（第12条）

国土交通省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。

g 定款の変更等（第13条）

高速道路会社の定款の変更、剰余金の配当その他の剰余金の処分、合併、分割及び解散の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません。

(イ) その他の規制事項

a 調査への協力（第7条）

高速道路会社は、国又は地方公共団体が、高速道路会社が管理する高速道路において、道路交通の円滑化を図るための施策の策定に必要な交通量に関する調査その他の調査を実施するときは、これに協力しなければなりません。

b 会計の整理等（第14条）

毎事業年度終了後3月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表を国土交通大臣に提出しなければなりません。

c 国土交通大臣の監督・命令権限（第15条、第16条）

国土交通大臣は、高速道路会社法の定めるところに従い高速道路会社を監督し、高速道路会社法を施行するために特に必要があると認めるときは、高速道路会社に対し業務に関し監督上必要な命令をすることができるとともに、高速道路会社から報告をさせ、また国土交通省の職員に立入検査をさせることができます。

(ウ) 政府の財政支援

a 政府（首都高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱にあっては、政府及び地方公共団体）は、常時、高速道路会社の総株主の議決権の三分の一以上に当たる株式を保有していなければなりません（第3条第1項）。

b 政府は、当分の間、国会の議決を経た金額の範囲内において、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に要する経費に充てるため、高速道路会社の債務について、保証契約をすることができます（附則第3条）。

なお、第8期事業年度以降においても、政府が当社の債務に新規に保証契約する予定はありません。

(エ) 特例措置（第8条）

高速道路会社の社債権者は、当該会社の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有します。

(オ) 会社の合併（附則第2条）

政府は、本州四国連絡高速道路㈱について、同社が事業を営む高速道路に係る機構の債務が相当程度減少し、かつ、同社の経営の安定性の確保が確実になった時に、同社と当社との合併に必要な措置を講ずるものとされています。

(3) 道路整備特別措置法

① 目的等

特措法は、その通行又は利用について料金（高速道路会社が高速道路の通行又は利用について徴収する料金を意味します。）を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合の特別の措置を定め、もって道路の整備を促進し、交通の利便を増進することを目的としています（第1条）。特措法には、会社による高速道路の整備等（第3条から第9条）、道路資産（道路（道路法（昭和27年法律第180号）

（以下「道路法」といいます。）第2条第1項に規定する道路を意味します。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除きます。）を意味します。）等の帰属（第51条）等、当社に関連する事項が規定されています。

② 概要

(ア) 国土交通大臣による許可・認可を必要とする事項

a 高速道路の新設又は改築（第3条）

高速道路会社は、機構との協定に基づき国土交通大臣による許可を受けて、高速道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができます。

b 供用約款（第6条）

許可に基づき料金を徴収しようとするときは、供用約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。また、これを変更しようとするときも同様となります。

c 工事の廃止（第21条）

許可を受けた高速道路の新設又は改築に関する工事を廃止しようとするときには、国土交通大臣の許可を受けなければなりません。

d 料金徴収の対象等（第24条）

特措法の規定により料金を徴収することができる道路について、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認可を受けて、料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法を定めることができます。

e 他人の土地の立ち入り、一時使用等（第44条）

高速道路に関する調査、測量若しくは工事又は高速道路の維持のためやむを得ない必要がある場合において、他人の土地に立ち入り、又は一時使用しようとするときは、あらかじめ国土交通大臣の許可を受けなければなりません。ただし、天災、事変その他の非常事態が発生した場合において、15日以内の期間一時使用をするときはこの限りではありません。

(イ) 道路資産等の帰属（第51条）

a 高速道路会社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、下記(ウ) eによりあらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては、高速道路会社に帰属します。ただし、高速道路会社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び道路資産が機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産帰属計画に係る道路資産は、機構に帰属する日前においても、当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属します。

b 高速道路会社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

c 高速道路会社が新設し、又は改築する高速道路に係る料金の徴収施設その他政令で定める物件は、高速道路会社に帰属します。

(ウ) その他の事項

a 高速道路会社の行う高速道路の維持、修繕等（第4条）

高速道路会社は、許可を受けて新設し、又は改築した高速道路については、下記eによりあらかじめ公告する工事完了の日の翌日から公告する料金の徴収期間の満了の日まで、当該高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行うものとされています。

b 供用約款の掲示（第7条）

高速道路会社は、認可を受けた供用約款を、営業所、事務所その他の事業場において公衆に見やすいように掲示しなければなりません。

c 高速道路会社による道路管理者の権限の代行（第9条）

高速道路会社は、許可を受けて高速道路を新設し、若しくは改築する場合又は高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合には、当該高速道路の道路管理者（高速自動車国道においては国土交通大臣、その他の道路にあっては道路法第18条第1項に規定する道路管理者を意味します。）に代わって、その権限の一部を代行します。

d 料金の額等の基準（第23条）

料金の額について、協定の対象となる高速道路ごとに、当該高速道路に係る道路資産の貸付料及び高速道路会社が行う当該高速道路の維持、修繕その他の管理に要する費用を、料金の徴収期間内に償うものであること、公正妥当なものであること等、その基準が規定されています。

e 公告（第22条、第24条、第25条）

高速道路会社は、許可を受けた高速道路の新設若しくは改築に関する工事を行おうとするとき、かかる工事の全部若しくは一部を完了し又は工事を廃止しようとするとき、料金徴収のための通行方法を定めたとき、又は料金を徴収しようとするときは、あらかじめ公告をしなければなりません。また、高速道路会社は、料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法について認可を受けたときは、その旨公告するとともに、営業所、事務所その他の事業場において公衆に見やすいように掲示しなければなりません。

f 割増金（第26条、第42条）

高速道路会社は、料金を不法に免れた者から、その免れた額のほか、その免れた額の二倍に相当する額を割増金として徴収することができます。当該割増金は、高速道路会社の収入となります。

g 道路の工事の検査（第27条）

高速道路会社は、特措法の規定による許可を受けた高速道路の新設又は改築に関する工事が完了した場合には、国土交通大臣の検査を受けなければなりません。

h 法令違反等に関する監督（第46条）

国土交通大臣は、高速道路会社が上記(ア) a の許可を受けて新設し、若しくは改築し、又は上記(ウ) a により維持、修繕及び災害復旧を行う高速道路（以下「会社管理高速道路」といいます。）に関し、高速道路会社又は機構に対して、特措法の定めにより、高速道路会社又は機構の処分、取消し、変更その他必要な処分を命じ、又はその工事の中止、変更、施行若しくは道路の維持のため必要な措置をとることを命ずることができます。

i 料金に関する監督（第47条）

国土交通大臣は、会社管理高速道路に関し、料金の適正な徴収を確保するために特に必要があると認められる場合においては、高速道路会社に対して必要な措置をとることを命ずることができます。

j 道路の管理に関する勧告等（第48条）

国土交通大臣は、高速道路会社又は機構に対して会社管理高速道路の管理及びその料金に関し、必要な勧告、助言又は援助をすることができます。

(4) その他の関係法令

① 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法

機構法は、機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的としています（第1条）。当社との関係では、高速道路会社と機構との間で締結される協定の内容（第13条）、道路資産に係る高速道路会社の債務の引受け等（第15条）、道路資産の高速道路会社に対する貸付け等（第16条）、道路資産の高速道路会社に対する貸付料の額の基準（第17条）等が規定されています。

② 日本道路公団等民営化関係法施行法

民営化関係法施行法は、民営化関係法の施行に関し必要な事項を定めるとともに、民営化関係法の施行に伴う関係法律の整備等を行うものです（第1条）。

(注)多様な資金の活用により高速道路の適正な管理を図るため、道路法等の一部を改正する法律（平成26年法律第53号）が平成26年6月4日付で公布され、これにより道路法、特措法及び機構法の一部が改正されました。道路法等の一部を改正する法律は、一部の規定を除いて公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行される予定であります。

(5) 見直し

民営化関係法施行法附則第2条において、政府は、民営化関係法施行法の施行（平成17年10月1日）後10年以内に、民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることが規定されており、その措置による法令の変更等の内容によっては、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

2. 政策変更等に係る法的規制の変更

当社は、会社法及び上記「1. 民営化について」に掲げる法令の適用を受けるほか、道路法、高速自動車国道法その他の道路行政関係法令等の適用があります。これら法令が変更された場合又は新たに法令が施行された場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

3. 機構との協定に基づく事業執行

当社は、高速道路会社法第5条に掲げる事業を営むために、同法第6条第1項及び機構法第13条第1項に基づき、機構との間で協定を締結しています。当該協定には、機構が当社から引き受けることとなる債務の限度額、機構が当社に対して貸し付ける道路資産の貸付料等、当社の財政状態に影響を与え得る事項が規定されています。当社及び機構は、おおむね5年ごとに、その事業の実施状況を勘案し、当該協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるとき、又は大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して当該協定を変更する必要があると認めるときは、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされています。また、道路資産の貸付料の額又は料金の額が機構法第17条に規定する貸付料の額の基準又は特措法第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなったと認められる場合その他業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合にも、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされています。貸付料については、各協定に係る毎年度の料金収入が、あらかじめ各協定において定められている計画収入の額と比較して一定の割合（全国路線網協定に係るものについては1%、広島呉道路協定及び南阪奈道路協定に係るものについては2%、八木山バイパス協定に係るものについては3%）を超えて変動したときは、貸付料も変動することとされています。

(1) 道路資産の貸付料

機構が当社に対して貸し付ける道路資産の貸付料については、各協定において、当社が機構に支払うべき毎年度の金額及びその支払方法を規定しています。かかる貸付料は、当該協定に係る高速道路の管理に要する費用と併せて、当該高速道路について当社が徴収する料金収入に見合うこととされており（上記「1. 民営化について（3）道路整備特別措置法 ② 概要（ウ）その他の事項 d 料金の額等の基準（第23条）」をご参照下さい。）、実際に生じる料金収入から管理費用を差し引いた金額を支払原資としています。このため、料金収入の減少又は管理費用の増大により当該原資が減少した場合には、貸付料の支払遅延を生じさせ、遅延利息を発生させる等、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。なお、これらについては、各協定において、大規模な災害の発生等やむを得ない事由による場合の支払期限の延長、実際に得た料金収入が協定所定の計画収入を一定の割合（全国路線網協定に係るものについては1%、広島呉道路協定及び南阪奈道路協定に係るものについては2%、八木山バイパス協定に係るものについては3%）を超えて下回った場合の貸付料の減算等、支払遅延を可及的に生じさせないための措置が規定されています。

協定の見直しにより、貸付料の引き上げ、支払方法の変更等が行われた場合にも、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 債務引受限度額

当社は、協定において、当社の行う高速道路の新設、改築又は修繕に係る工事（特定更新等工事（橋、トンネルその他の高速道路を構成する施設又は工作物で、損傷、腐食その他の劣化により高速道路の構造に支障を及ぼすおそれが大きいものとして国土交通省令で定めるものに係る当該施設若しくは工作物の更新に係る工事又はこれと同等の効果を有すると認められる工事をいいます。以下同じです。）を除き、修繕に係る工事にあつては、機構が当社からその費用に係る債務を引き受けるものに限ります。）に要する費用、特定更新等工事に要する費用及び災害復旧に要すると見込まれる費用に関し、それぞれ債務引受限度額を規定しており、機構の業務実施計画においてもこれらと同様の債務引受限度額が定められています（注）。これらの費用について、物価、地価、人件費等の上昇あるいは工法変更、工事の遅延・工期の延長等による建設費の増大、金利上昇による利子負担増大、予想を超える大規模自然災害、事故、社会・経済情勢の急変等により、実際に生じた費用が債務引受限度額を超過する可能性があります。かかる事態が生じた場合には、協定の変更により対応することになりますが、当該限度額変更が当社の想定どおりに進まなかった場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

（注）機構法の改正を含む道路法等の一部を改正する法律（平成26年法律第53号）は、一部の規定を除いて公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行される予定であり、改正後の機構法に基づき記載しています。また、有価証券報告書提出日現在において当社と機構との間で締結している協定及び機構の業務実施計画には、特定更新等工事に関する内容については含まれていませんが、上記改正を受け、当該内容を含んだ協定が今後締結される予定です。

4. 債務引受けが適時に行われない可能性

高速道路に係る道路資産が帰属するときに、機構は、業務実施計画に定められた新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額の範囲内で、当社が当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を引き受けなければならないこととされています。その際、自然災害、住民反対運動、用地買収難航等に伴う工程遅延により当該道路資産の機構への引渡しが遅れ、円滑な債務引受けに支障をきたす可能性があります。かかる事態が生じた場合には、特措法第51条の規定に基づく道路資産帰属計画の策定（上記「1. 民営化について (3) 道路整備特別措置法 ② 概要(イ) 道路資産等の帰属 (第51条) a」をご参照下さい。）により対応することになりますが、道路資産帰属計画の策定が当社の想定どおりに進まなかった場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

5. 他の連帯債務者の存在

当社、機構、東日本高速道路(株)及び中日本高速道路(株)は、それぞれ、日本道路公団の民営化に伴いその債務の一部を承継しており、かかる債務の承継の際に、当社と、機構、東日本高速道路(株)及び中日本高速道路(株)との間に、連帯債務関係が生じています（民営化関係法施行法第16条）。また、機構が当社の債務を引き受けた場合にも、当該債務の引受けが重疊的債務引受けとなるため、機構との間に連帯債務関係が生じることとなります。これらの連帯債務については、当該他の連帯債務者の財政状態が悪化した場合等には、当社がその債権者に対して、債務の全額を負担する必要が生じ、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

6. 外部資金調達

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用については、借入れ又は当社の発行する社債によりその資金を調達することとしています。このため、市場環境悪化等のため必要な資金を調達できない場合又は金利動向及び金融情勢等により当初想定していたよりも不利な条件で調達を行わざるを得なくなった場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

7. 季節性

当社グループの事業においては、冬期における交通確保のための雪氷対策や維持修繕関係の工事が下半期に完成することが多いことから、上半期よりも下半期に費用がより多く計上される傾向にあります。他方、夏季の好天や長期休暇が多いこと等に伴い、料金収入は上半期のほうがより多い傾向にあります。このような傾向が、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

8. 他交通機関及び他社との競合

当社グループは、高速道路事業においては鉄道会社及び航空会社等の対抗輸送機関と、SA・PA事業においては周辺の商業施設と競合する環境にあり、これら他社の技術革新や施設のリニューアル等により当社グループの競争力が低下し、顧客離れが生ずる可能性があります。こうした競合等の状況により当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

9. 経済情勢

我が国及び当社グループが事業を行っている地域において、景気の腰折れ、ガソリン代等の物価の高騰等により経済情勢が悪化した場合、高速道路、SA・PAその他当社グループの施設の利用が減少し、当社グループの収入が減少することにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

10. コンピューターシステム

当社グループは、高速道路の料金の収受に関するETC及びその他の高速道路管理に関するシステム並びに会計等の社内システムを有し、コンピューターシステムが重要な役割を果たしています。従って、これらのコンピューターシステムに人的ミス、自然災害、停電及びコンピューターウィルス等による障害が生じた場合には、料金収入の減少、提供するサービスの一時的な停止等により、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

11. 自然災害等の発生

地震、台風、地すべり、洪水、大雪等の自然災害や大事故、テロ等が発生した場合、当社グループの事業及びその設備は、毀損による支出の増加などの被害を受ける可能性があります。また、かかる自然災害等により、高速道路、SA・PAその他当社グループの事業に関わる施設の利用が減少し、当社グループの収入が減少することにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

12. 不正通行

高速道路の不正通行による料金収入の減少により、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

上記に関連し、ハイウェイカードについては、平成18年3月31日をもってその利用が終了していますが、かかるハイウェイカードの偽造による被害額については未だ確定していません。当社グループでは、かかる偽造による損失補てんのため、ハイウェイカード偽造損失補てん引当金を計上していますが、想定している金額を超えた被害額となる可能性もあり、それにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。なお、ハイウェイカードの払戻しについては、残数のETCへの付替えは平成25年1月27日を、払戻しは平成28年3月31日をもって終了する旨を平成24年9月24日に、東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱並びに当社の連名で公表しています。

13. 訴訟に関するリスク

当社グループは、高速道路の管理瑕疵に起因する重大な人身事故等が発生した場合、訴訟その他の法的手続きの対象となる可能性があります。

有価証券報告書提出日現在において当社グループの事業に重大な影響を及ぼす訴訟等は提起されていませんが、将来重大な訴訟等が提起された場合には当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

14. 税制変更に関するリスク

当社グループ並びにその事業及び資産にかかる税制が変更された場合、当社グループに課せられる公租公課の額が増大することによって当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。特に、道路附属物に該当する料金徴収施設等については、民営化後10年に限り、固定資産税が免除されることとされていますが、かかる特例措置が終了し又は廃止され若しくは変更されることにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

15. 個人情報の管理

当社グループでは、大量に保有する個人情報の保護を適切に実施するため、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等の規定に則り、取扱いのルールを定め厳重に管理していますが、何らかの理由により情報の漏洩等の事態が生じた場合、損害賠償請求への対応や社会的信用の低下等、有形無形の損害が発生し、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

(1) 機構と締結する協定について

当社は、高速道路会社法第6条第1項及び機構法第13条第1項の規定に基づき、国土交通省令で定めるところにより、機構との間で協定（全国路線網協定、広島呉道路協定、南阪奈道路協定、八木山バイパス協定及び那覇空港自動車道協定）を平成18年3月31日付で締結しています（平成18年4月1日施行）。かかる協定は、高速道路会社法第5条第1項第1号又は第2号に規定する当社の事業等の実施に必要な事項を定めることにより、業務等の適正かつ円滑な実施を図ることを目的としています。なお、那覇空港自動車道協定については、平成21年3月28日午前0時をもって、期間満了の上終了し、一般国道506号（那覇空港自動車道（南風原道路））は無料開放され、道路の管理は国に引き継がれています。

当該協定には、その対象となる路線名、当社が行う高速道路の管理のうち新設、改築又は修繕に係る工事（特定更新等工事を除き、修繕に係る工事にあつては、機構が当社からその費用に係る債務を引き受けるものに限ります。）の内容、特定更新等工事の内容、当該工事に要する費用及び災害復旧に要するものと見込まれる費用に係る債務であつて、機構が当社から引き受けることとなるものの限度額、機構が当社に対して貸し付ける道路資産の内容並びにその貸付料の額及び貸付期間、当社が徴収する料金の額及びその徴収期間が定められています（注）。

当社及び機構は、おおむね5年ごとに、当該協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるときは、相互に変更を申し出ることができます。大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があると認めるときも、同様とします。また、道路資産の貸付料の額又は料金の額が機構法第17条に規定する貸付料の額の基準又は特措法第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなったと認められる場合その他業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合にも、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされています。

貸付料については、各協定に係る毎年度の料金収入の金額（以下「実績収入」といいます。）が、①あらかじめ各協定において定められている計画収入（以下「計画収入」といいます。）に、全国路線網協定にあつては計画収入の1%、広島呉道路協定及び南阪奈道路協定にあつては計画収入の2%並びに八木山バイパス協定にあつては計画収入の3%に相当する金額を加えた金額（以下「加算基準額」といいます。）を超えた場合には、各協定に定める貸付料の金額に実績収入から加算基準額を減じた金額を加えた金額、②計画収入から、全国路線網協定にあつては計画収入の1%、広島呉道路協定及び南阪奈道路協定にあつては計画収入の2%並びに八木山バイパス協定にあつては計画収入の3%に相当する金額を減じた金額（以下「減算基準額」といいます。）を下回った場合には、各協定に定める貸付料の金額から、減算基準額から実績収入を減じた金額を減じた金額に修正されるものとされています。

なお、当社及び機構は、高速道路会社法第6条第1項及び機構法第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付で締結した協定のうち全国路線網協定について、一般国道42号（湯浅御坊道路）の4車線化着手、スマートインターチェンジ（近畿自動車道松原那智勝浦線 和歌山南スマートインターチェンジ他6箇所）の着手等を反映し、平成25年6月11日付で当該協定の一部を変更しました。また、平成26年4月1日以降の新たな高速道路料金及び消費税（8%）の転嫁も踏まえ、平成26年3月14日付で全国路線網協定、広島呉道路協定及び八木山バイパス協定を、同月25日付で南阪奈道路協定を一部変更しています。

なお、八木山バイパスにおいては、平成26年10月1日をもって無料開放され、道路の管理は国に引き継がれる予定となっています。

（注）機構法の改正を含む道路法等の一部を改正する法律（平成26年法律第53号）は、一部の規定を除いて公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行される予定であり、改正後の機構法に基づき記載しています。また、有価証券報告書提出日現在において、当社と機構との間で締結している協定には、特定更新等工事に関する内容については含まれていませんが、上記改正を受け、当該内容を含んだ協定が今後締結される予定です。

(2) 東日本高速道路㈱及び中日本高速道路㈱との間の業務の連携等に関する包括協定について

当社は、東日本高速道路㈱及び中日本高速道路㈱との間で、3社が連携又は共同して業務を行う際又は共通する課題を検討する際に必要となる基本的な事項を包括的に定め、もって業務の円滑かつ効率的な実施に資することを目的として、平成17年10月1日付で業務の連携等に関する包括協定を締結しています。

当該包括協定において、業務等の実施方法、費用負担等の必要な事項については、別途個別協定を締結することとされており、これに基づき、当社は、東日本高速道路㈱及び中日本高速道路㈱との間で、3社が連携又は共同して行う経理・財務業務、給与・厚生業務、料金徴収・料金事務センター運營業務及び研究開発・技術協力業務等の実施方法に関して、それぞれ平成17年10月1日付で個別協定（以下「個別協定」と総称します。）を締結しています。

これらの個別協定の有効期間は、包括協定締結時点において、平成17年10月1日から平成18年3月31日までとされていますが、有効期間が満了する1ヶ月前又は3ヶ月前（いずれによるかは各個別協定において定められています。）までに当社、東日本高速道路㈱及び中日本高速道路㈱のいずれからも個別協定の内容の変更の申し出がない場合は、有効期間満了の日の翌日から更に1年間有効とし、以後この例に従うとされています。上記に基づき、当該個別協定のうち、料金徴収・料金事務センター運營業務は、自動更新され現在に至っています。

また、研究開発・技術協力業務に関しましては、中日本高速道路㈱に設置された中央研究所にて3社の調査・研究及び技術開発業務を取り扱っていましたが、かかる業務が当社、東日本高速道路㈱及び中日本高速道路㈱と共同して行う新設分割により平成19年4月2日に設立された㈱高速道路総合技術研究所に承継されたことに伴い、平成19年4月1日付で新たな個別協定を締結し、自動更新され現在に至っています。

6 【研究開発活動】

当社グループにおける研究開発活動の重要テーマは、高速道路事業の使命である「100%の安全・安心の追求」、「高品質な道路の構築」、「点検の信頼性向上」及び「環境保全・創造」であり、高速道路ネットワークの機能を今後も永続的に活用していくために、少子高齢化や労働者不足、技能者の高齢化による技術力低下、地球温暖化といった社会環境の変化、大規模更新・大規模修繕に対応した技術開発に取り組んでおり、当連結会計年度の研究開発費の総額は、1,189百万円であります。

なお、当社、東日本高速道路㈱及び中日本高速道路㈱の3社は、①3社共通の技術課題への対応、②集約による技術力の確保と向上、③人的資産を含む技術資産の活用を図るため、㈱高速道路総合技術研究所に3社の調査・研究及び技術開発に関する業務を委託しています。

(1) 高速道路事業に係る研究開発費は1,177百万円です。

(2) 受託事業、S A・P A事業及びその他に係る研究開発費は11百万円です。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項に記載した予想、予見、見込み、見通し、方針、所感等の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性が内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご留意下さい。

(1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因について

① 高速道路事業の非営利性等について

高速道路事業においては、高速道路会社法及び機構法の規定により機構と締結した協定並びに特措法の規定による事業許可に基づき、機構から道路資産を借受けた上、道路利用者より料金を徴収、かかる料金収入から機構への賃借料及び管理費用の支払いに充てています。

かかる協定及び事業許可においては、高速道路の公共性に鑑み当社の徴収する料金には当社の利潤を含めないことが前提とされています。なお、各会計年度においては、料金収入や管理費用等の実績と当初計画との乖離等により利益又は損失が生じる場合があり、かかる利益は、当面の間は、経営基盤の強化を図ることを優先し、自己資本の充実に努めていきたいと考えています。

また、高速道路事業においては、冬期における交通確保のための雪氷対策や維持修繕関係の工事が下半期に完成することが多いことから、上半期よりも下半期に費用がより多く計上される傾向にあります。他方、夏季の好天や長期休暇が多いこと等に伴い、料金収入は上半期のほうがより多い傾向にあります。

なお、高速道路事業の収益には、インセンティブ助成金収入が含まれています。インセンティブ助成金とは、機構法第12条第7項の規定に基づき、当社が経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を行った際に、機構より縮減額の一部を助成されるものです。当連結会計年度におけるインセンティブ助成金収入は298百万円、インセンティブ助成金を原資とする支出は5百万円となっています。当連結会計年度末におけるインセンティブ助成金残高は669百万円であり、利益剰余金に留保されています。

② 機構による債務引受け等について

既述のとおり、当社は、特措法に基づき行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧を事業の一つとしており、また、当社が行うべき新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、協定の定めによるところですが、機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされています。(注)

当社と機構は、四半期分の債務引受けにつき借入金債務及び債券債務を原則として弁済期日が到来する順に当該四半期の翌四半期の最初の月の中旬までに一括して選定すること、債務引受けは重畳的債務引受けの方法によること等、債務引受けの実際の運用について確認しています。

なお、高速道路にかかる道路資産が機構に帰属し、当該資産に対応する債務が機構に引受けられた際には、かかる資産及び債務は当社の連結財務諸表ないし財務諸表に計上されないこととなりますが、当該債務について、当社は引き続き機構と連帯してその弁済の責めを負うこととされており、かかる債務の履行に関する主たる取扱いは機構が行うこととなります。

また、日本道路公団の民営化に伴い当社、機構、東日本高速道路㈱及び中日本高速道路㈱が承継した日本道路公団の債務の一部について、当社と、機構、東日本高速道路㈱及び中日本高速道路㈱との間に、連帯債務関係が生じています(民営化関係法施行法第16条)。

(注) 平成25年3月21日に変更致しました全国路線網協定に基づき実施することとしている、道路構造物にかかる緊急修繕につきましては、その一部について上記のスキームに拠らず当社で費用を負担するものがあります。なお、当社の費用負担で形成される道路資産につきましても、機構に帰属するものとされています。

(2) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されています。かかる連結財務諸表の作成に際しては、決算日における資産、負債及び会計期間における収益、費用の金額並びに開示に影響を与える事項についての見積りを行う必要があります。当該見積りについては、過去の実績や現在の状況に応じ合理的と考えられる様々な要因に基づき合理的に判断を行い、継続して評価を行っていますが、見積り特有の不確実性が存在するため、実際の結果はこれら見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表において採用する重要な会計方針は、後記「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表」の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載していますが、特に以下の会計方針が、当社グループの連結財務諸表においては重要であると考えています。

① 仕掛道路資産

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた資産は、当社連結財務諸表において「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されますが、かかる資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等その他道路資産の取得に要した費用の額を加えた額となります。なお、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは上記建設価額に算入しています。

なお、上記「(1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因について ② 機構による債務引受け等について」に記載のとおり、かかる資産は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき道路資産として機構に帰属すると同時に、協定に基づき当社が機構から借り受けることとなりますが、かかる借受けについてはオペレーティング・リースとして処理し、借受けに係る資産及び負債は当社グループの連結財務諸表には計上されないこととなります。

② 完成工事高の計上基準

営業収益のうち、直轄高速道路事業収入及び受託業務収入等、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。

なお、営業収益のうち、道路資産完成高の計上は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）に基づき、仕掛道路資産を機構に引き渡した日に行っています。

③ ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、連結会計年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しています。

④ 退職給付債務及び費用

従業員の退職給付債務及び費用は、数理計算上で設定される諸前提条件に基づいて算出しています。これらの前提条件には、割引率、退職率、死亡率及び期待運用収益率などが含まれます。実際の結果が前提条件と異なる場合、又は前提条件が変更された場合、退職給付債務及び費用に影響する可能性があります。

⑤ 固定資産の減損

当社グループにおいては、平成17年10月1日の当社設立に際し、将来キャッシュ・フロー、割引率、正味売却価額等多くの前提条件に基づき、原則として全ての固定資産を時価で評価しています。なお、当連結会計年度において、重要な減損損失はありません。

(3) 経営成績の分析

① 営業収益

当連結会計年度における高速道路事業の営業収益については、料金収入の増加や、道路資産完成高の増加により、828,753百万円(前連結会計年度比23.3%増)となりました。受託事業の営業収益については、直轄高速道路事業を中心に13,132百万円(同22.6%減)、SA・PA事業の営業収益については、34,772百万円(同0.4%増)、その他の営業収益については10,702百万円(同10.0%増)となりました。以上により、当連結会計年度における営業収益合計は、886,616百万円(同21.0%増)となりました。

② 営業利益

当連結会計年度における高速道路事業にかかる営業費用は、協定に基づく機構への貸付料の増加に加え、利益剰余金活用事業を実施したことなどにより829,885百万円(前連結会計年度比23.8%増)となり、受託事業については、新直轄方式による高速自動車国道の新設事業を中心に13,069百万円(同22.5%減)、SA・PA事業については、28,544百万円(同0.2%増)、その他の営業費用については11,455百万円(同3.6%減)となりました。以上により、当連結会計年度における営業費用合計は、882,143百万円(同21.3%増)となりました。

その結果、当連結会計年度における営業利益は合計で4,472百万円(同25.7%減)となりました。その内訳は、高速道路事業が営業損失1,131百万円(前連結会計年度は営業利益1,839百万円)、受託事業が62百万円(前連結会計年度比31.1%減)、SA・PA事業が6,228百万円(同1.7%増)、その他が営業損失752百万円(前連結会計年度は営業損失2,156百万円)です。

③ 営業外損益

当連結会計年度の営業外収益は、受取利息84百万円(前連結会計年度比12.9%増)、受取配当金10百万円(同6.3%増)、土地物件貸付料573百万円(同5.4%増)及び持分法による投資利益167百万円(前連結会計年度は828百万円)等の計上により1,907百万円(前連結会計年度比31.7%減)、営業外費用は支払利息36百万円(同37.3%減)、損害賠償金52百万円(同60.5%増)及びたな卸資産処分損22百万円(同45.2%減)等の計上により205百万円(同6.1%減)となりました。

④ 経常利益

上記の結果、当連結会計年度の経常利益は6,173百万円(前連結会計年度比28.1%減)となりました。

⑤ 特別損益

当連結会計年度の特別利益は、固定資産売却益68百万円(前連結会計年度比48.4%減)及び負ののれん発生益1,386百万円(同54.7%減)等の計上により1,605百万円(前連結会計年度比56.5%減)、特別損失は固定資産売却損44百万円(同29.1%増)、固定資産除却損51百万円(同36.3%減)及び損害賠償金717百万円(前連結会計年度は12百万円)等により933百万円(前連結会計年度は292百万円)となりました。

⑥ 当期純利益

上記の結果、税金等調整前当期純利益は6,845百万円(前連結会計年度比42.9%減)となり、これに法人税等2,923百万円(同46.5%減)、過年度法人税等425百万円(前連結会計年度は計上なし)及び少数株主利益15百万円(前連結会計年度比82.3%減)を控除した当期純利益は3,480百万円(同45.9%減)となりました。

(4) 資本の源泉及び資金の流動性についての分析

① キャッシュ・フロー

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況は、前記「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載しています。

② 資金調達

資金調達は、高速道路料金の徴収等の営業活動のほか、道路建設関係社債(普通社債)の発行及び金融機関等からの長期借入れを通じて実施しました。

③ 資金需要と設備投資

今後の当社グループの主な資金需要は、協定に基づく機構への賃借料に加え、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の建設資金及び事業用設備に係る設備投資資金です。資産及び設備の概要については後記「第3 設備の状況」に記載しています。

第3【設備の状況】

当社グループの行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた道路資産は、当社の連結財務諸表及び財務諸表において「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されますが、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、当該高速道路の工事完了時等においては機構に帰属することとなり、かかる機構への帰属以降は当社の資産としては計上されないこととなります。また、機構に帰属した道路資産は、民営化関係法施行法第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い機構が日本道路公団から承継した道路資産と併せ、協定に基づき当社が機構から借り受けます（以下、本「第3 設備の状況」において、かかる機構から当社が借り受ける道路資産を「借受道路資産」といいます。）。借受道路資産は、当社の資産としては計上されていません。

下記「1 借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備」においては、借受道路資産以外の設備の状況について記載しており、借受道路資産の状況については、後記「2 道路資産」において記載しています。なお、仕掛道路資産は当社の設備ではありませんが、その状況について、「2 道路資産」において併せて記載しています。

1【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】

(1)設備投資等の概要

当社グループにおいては、当連結会計年度において、総額29,304百万円（リース資産790百万円を除く）の設備投資を行いました。

高速道路事業については、当連結会計年度においては主に料金収受機械及びE T C設備等に総額20,544百万円（リース資産671百万円を除く）の設備投資を行いました。

S A・P A事業については、当連結会計年度においては主にS A・P A店舗の増改築等に総額5,280百万円（リース資産53百万円を除く）の設備投資を行いました。

社用設備については、主に複数のセグメントに関連する全社的資産であり、当連結会計年度において重要な新規設備投資は行っていません。

なお、当連結会計年度において重要な資産の売却、撤去等はありません。

(2) 主要な設備の状況

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりです。

① 提出会社

平成26年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (人)
			建物及び構 築物	機械装置及 び車両運搬 具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
吹田インターチェンジ他 424箇所等 (大阪府吹田市他)	高速道路事業	料金徴収施設等	33,519	48,781	0 (0)	10,867	93,167	—
吹田サービスエリア (上 り線) 他254箇所 (大阪府吹田市他) (注2)	S A・P A事業	S A・P A施設	18,649	768	65,586 (1,484)	1,035	86,039	—
福岡中央自動車駐車場 (福岡市中央区) (注3)	その他	有料駐車場	45	16	— (—) [5]	2	63	—
トラックターミナル (佐賀県鳥栖市及び熊本 市東区)	その他	トラックターミ ナル	2	—	1,230 (118)	—	1,232	—
竹田高架下他119箇所 (京都市伏見区他)	その他	占用施設等	393	319	666 (104)	278	1,657	—
本社他57事業所及び社宅 等 (大阪市北区他) (注4)	全社(共通)	本社、支社及び 社宅等	6,629	147	11,144 (218) [30]	5,808	23,730	2,352

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具器具備品、リース資産(売買取引に係る方法に準じた会計処理のリース資産)、建設仮勘定及び無形固定資産の合計です。

2. S A・P A施設の土地には、連結子会社である西日本高速道路サービス・ホールディングス㈱に賃貸している面積265千㎡を含みます。

3. 福岡中央自動車駐車場の土地を福岡市から占用しており、当連結会計年度における占用料は28百万円です。なお、占用している土地の面積については、[]で外書きしています。

4. 土地及び建物の一部を賃借しており、当連結会計年度における賃借料は1,676百万円です。なお、賃借している土地の面積については、[]で外書きしています。

5. 料金所及び管理事務所の建物及び土地は、後記「2 道路資産」に記載の借受道路資産に含まれており、上記には記載していません。

6. 現在休止中の主要な設備はありません。

7. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しています。

8. 設備ごとの従業員数は、把握が困難なため記載していません。

9. 上記金額には消費税等は含まれていません。

② 国内子会社

平成26年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置及 び車両運搬 具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
西日本高速道路サ ービス関西㈱	本社他 (大阪府吹田 市他)	高速道路事業	工具・器 具・備品等	6	—	—	56	63	2,297
西日本高速道路サ ービス中国㈱	本社他 (広島市南区 他)	高速道路事業	工具・器 具・備品等	4	—	—	1	6	943 <126>
西日本高速道路サ ービス四国㈱	本社他 (香川県高松 市他)	高速道路事業	工具・器 具・備品等	1	—	—	11	12	628
西日本高速道路サ ービス九州㈱	本社他 (福岡県太宰 府市他)	高速道路事業	電気設備等	0	—	—	14	15	1,418 <172>
西日本高速道路総 合サービス沖縄㈱	本社他 (沖縄県浦添 市他)	高速道路事業	作業器具等	10	2	—	11	24	275
西日本高速道路パ トロール関西㈱	本社他 (大阪市淀川 区他)	高速道路事業	社宅等	66	—	186 (3)	8	261	606
西日本高速道路パ トロール九州㈱	本社他 (福岡市博多 区他)	高速道路事業	事業所等	63	—	75 (0)	7	145	272
西日本高速道路メ ンテナンス関西㈱	本社他 (大阪府茨木 市他)	高速道路事業	事業所等	650	184	317 (6)	361	1,514	196 <26>
西日本高速道路メ ンテナンス中国㈱	本社他 (広島市東区 他)	高速道路事業	事業所等	156	3	176 (4)	199	535	250
西日本高速道路メ ンテナンス九州㈱	本社他 (福岡市中央 区他)	高速道路事業	事業所等	58	0	88 (2)	306	454	389 <71>
西日本高速道路エ ンジニアリング関 西㈱	本社他 (大阪府茨木 市他)	高速道路事業	事業所等	881	0	1,135 (5)	514	2,531	564
西日本高速道路エ ンジニアリング中 国㈱	本社他 (広島市西区 他)	高速道路事業	事業所等	728	186	1,016 (25)	633	2,564	616 <87>
西日本高速道路エ ンジニアリング四 国㈱	本社他 (香川県高松 市他)	高速道路事業	事業所等	383	76	552 (8)	261	1,273	302 <38>
西日本高速道路エ ンジニアリング九 州㈱	本社他 (福岡市中央 区他)	高速道路事業	事業所等	1,071	33	2,177 (10)	214	3,496	462 <95>
西日本高速道路フ ァシリティーズ㈱	本社他 (大阪府茨木 市他)	高速道路事業	作業器具等	72	0	—	187	260	504
西日本高速道路ビ ジネスサポート㈱	本社他 (大阪市淀川 区他)	高速道路事業	事業所等	13	—	—	58	71	479 <333>
西日本高速道路サ ービス・ホールデ ィングス㈱ (注2)	本社他 (大阪市北区 他)	S A ・ P A 事 業	事業所、営 業用建物等	250	8	— [265]	758	1,017	185 <21>

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置及 び車両運搬 具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
西日本高速道路ロ ジスティックス(株)	本社他 (大阪市北区 他)	S A・P A事 業	事業所、営 業用建物等	72	—	—	104	176	247 <268>
芦有ドライブウェ イ(株)	本社 (兵庫県芦屋 市)	その他	一般自動車 道等	92	37	19 (26)	4	154	36
(株)ハーブス	本社他 (大阪市北区 他)	S A・P A事 業	事業所、営 業用建物等	187	—	46 (1)	164	398	63 <546>
(株)ボーチェ・オア シス	本社他 (岡山市北区 他)	S A・P A事 業	事業所・営 業用建物等	56	0	—	222	280	54 <294>
(株)クレッセ	本社他 (福岡市博多 区他)	S A・P A事 業	事業所・営 業用建物等	346	0	35 (1)	133	516	81 <289>
(株)富士技建	本社他 (大阪市淀川 区他)	高速道路事業	事業所等	217	84	1,013 (5)	16	1,331	106
(株)ドュー大地	本社他 (広島市西区 他)	高速道路事業	事業所等	221	7	173 (1)	25	427	60 <9>
(株) L i g a r i c	本社 (大阪府吹田 市)	その他	事務所、建 物附属設備	5	6	—	92	104	3
N E X C O西日本 コミュニケーションズ(株)	本社 (大阪市淀川 区)	その他	工具、器具 及び備品等	2	—	—	7	9	7 <2>

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具器具備品、リース資産(売買取引に係る方法に準じた会計処理のリース資産)、建設仮勘定及び無形固定資産の合計です。
2. 土地及び建物の一部を賃借しており、当連結会計年度における賃借料は10,448百万円です。なお、賃借している土地の面積については、[]で外書きしています。
3. 現在休止中の主要な設備はありません。
4. 上記の他、リース設備(賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理のリース設備)として情報処理システム機器等を賃借しており、当連結会計年度における賃借料は14百万円です。
5. 臨時従業員数を<>で外書きし、臨時従業員数が従業員数の100分の10未満である会社は、臨時従業員数の記載を省略しています。
6. 上記金額には消費税等は含まれていません。

③ 在外子会社

平成26年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置及 び車両運搬 具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
N E X C O—W e s t U S A , I n c .	本社(米国ワ シントンD C)	その他	作業器具等	—	19	—	1	20	1

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具器具備品、リース資産(売買取引に係る方法に準じた会計処理のリース資産)、建設仮勘定及び無形固定資産の合計です。
2. 現在休止中の主要な設備はありません。
3. 上記金額には消費税等は含まれていません。

(3) 設備の新設、除却等の計画

当社グループの借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備にかかる重要な設備の新設計画は、当連結会計年度末現在、下記のとおりです。

なお、重要な除却等の計画はありません。

会社名 事業所名	所在地	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方 法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
当社 みやこ豊津料金 所 他	福岡県京都郡 みやこ町他	高速道路事業	料金所設備等 (E T C等)	14,366	—	自己資金	平成26年4月	平成27年3月
当社 淡河パーキング エリア(上り線) 他	神戸市 北区他	S A ・ P A 事 業	営業用建物	1,399	212	自己資金	平成25年4月	平成27年2月
(株)ボーチェ・オ アシス	岡山県 倉敷市他	S A ・ P A 事 業	建物付属設備 等	210	146	自己資金	平成26年1月	平成26年8月
(株)ハーブス	大阪市 北区他	S A ・ P A 事 業	建物付属設備 等	188	128	自己資金	平成26年1月	平成27年3月
西日本高速道路 サービス・ホー ルディングス(株)	大阪市 北区他	S A ・ P A 事 業	営業用システ ム等	134	120	自己資金	平成25年10月	平成27年3月

2 【道路資産】

(1) 道路資産の建設の概要

当社グループは、当連結会計年度において、高速自動車国道中央自動車道西宮線等の新設、改築及び修繕並びに一般国道165号及び一般国道166号（南阪奈道路）の修繕等を通じ総額228,681百万円の仕掛道路資産の建設を行いました。

また、当連結会計年度において機構に帰属し借受道路資産として当社が借り受けることとなった道路資産は、総額223,513百万円であり、その内訳は下記のとおりです。

路線・区間等	帰属時期（注1）	道路資産価額 （百万円） （注2）
高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線	新設 （大阪府箕面市下止々呂美から兵庫県神戸市北区八多町まで）	平成25年10月 3,342
高速自動車国道四国横断自動車道阿南四万十線	新設 （徳島県徳島市川内町鈴江東から徳島県鳴門市大津町大代まで）	平成25年6月 2,837
高速自動車国道東九州自動車道	新設 （福岡県京都郡苅田町大字雨窪から福岡県行橋市大字下検地まで）	平成26年3月 24,829
高速自動車国道東九州自動車道	新設 （福岡県築上郡築上町大字上ノ河内から大分県宇佐市大字山本まで）	平成25年10月 3,212
高速自動車国道東九州自動車道	新設 （宮崎県日向市大字財光寺から宮崎県児湯郡都農町大字川北まで）	平成25年7月 平成26年3月 51,562
高速自動車国道東九州自動車道	新設 （宮崎県児湯郡都農町大字川北から宮崎県児湯郡高鍋町大字上江まで）	平成26年2月 385
高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線	新設 （八尾パーキングエリア）	平成26年3月 4,313
高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線	新設 （守口ジャンクション）	平成26年3月 5,879
高速自動車国道中国横断自動車道尾道松江線	新設 （加茂岩倉パーキングエリア）	平成25年10月 46
高速自動車国道九州縦貫自動車道鹿児島線	新設 （嘉島ジャンクション）	平成26年3月 5,848
一般国道478号（京都縦貫自動車道）	新設 （京都府京都市西京区大枝沓掛町から京都府乙訓郡大山崎町字円明寺まで）	平成25年4月 43,578
高速自動車国道中央自動車道西宮線	改築 （大山崎ジャンクション）	平成25年4月 平成26年3月 12,120
高速自動車国道中央自動車道西宮線	改築 （蒲生スマートインターチェンジ）	平成25年12月 1,753
高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線	改築 （大和まほろばスマートインターチェンジ）	平成26年3月 1,645
高速自動車国道中国縦貫自動車道	改築 （三次東ジャンクション）	平成26年3月 127
高速自動車国道四国縦貫自動車道	改築 （松山インターチェンジ）	平成26年3月 329
高速自動車国道九州縦貫自動車道鹿児島線	改築 （宇城氷川スマートインターチェンジ）	平成26年3月 1,818

路線・区間等		帰属時期（注1）	道路資産価額 （百万円） （注2）
高速自動車国道九州縦貫自動車道宮崎線	改築 （清武ジャンクション）	平成26年2月	258
一般国道478号（京都縦貫自動車道）	改築 （篠インターチェンジ）	平成25年4月 平成25年10月	519
一般国道478号（京都縦貫自動車道）	改築 （丹波インターチェンジ）	平成25年10月	80
高速自動車国道中央自動車道西宮線等	修繕	平成25年6月 平成25年9月 平成25年12月 平成26年3月	55,671
一般国道31号（広島呉道路）	修繕	平成25年6月 平成25年12月 平成26年3月	58
一般国道165号及び一般国道166号（南阪奈道路）	修繕	平成25年6月 平成25年9月 平成25年12月 平成26年3月	111
一般国道201号（八木山バイパス）	修繕	平成25年6月 平成25年9月 平成25年12月 平成26年3月	2,731
高速自動車国道中央自動車道西宮線等	災害	平成25年9月 平成25年12月 平成26年3月	451
合計			223,513

（注）1．仕掛道路資産が機構に帰属し借受道路資産となった時期を記載しています。

2．道路資産価額には、建設中利息及び建設中一般管理費相当額を含み、消費税等は含まれていません。

(2) 主要な道路資産の状況

主要な道路資産の内訳は次のとおりです。かかる資産は、協定に基づき、当社が機構より借り受けている借受道路資産です。

平成26年3月31日現在

区分	年間賃借料 (百万円) (注1)
高速自動車国道中央自動車道西宮線 (東近江市から西宮市まで(八日市インターチェンジを含まない。))	421,374
高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線	
高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線 (甲賀市から神戸市まで(甲賀土山インターチェンジを含む。))	
高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線	
高速自動車国道近畿自動車道敦賀線 (三木市から小浜市まで(小浜インターチェンジを含む。))	
高速自動車国道中国縦貫自動車道	
高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線	
高速自動車国道山陽自動車道宇部下関線	
高速自動車国道中国横断自動車道姫路鳥取線	
高速自動車国道中国横断自動車道岡山米子線	
高速自動車国道中国横断自動車道尾道松江線	
高速自動車国道中国横断自動車道広島浜田線	
高速自動車国道山陰自動車道鳥取益田線	
高速自動車国道四国縦貫自動車道	
高速自動車国道四国横断自動車道阿南四万十線	
高速自動車国道四国横断自動車道愛南大洲線	
高速自動車国道九州縦貫自動車道鹿児島線	
高速自動車国道九州縦貫自動車道宮崎線	
高速自動車国道九州横断自動車道長崎大分線	
高速自動車国道東九州自動車道	
高速自動車国道関西国際空港線	
高速自動車国道関門自動車道	
高速自動車国道沖縄自動車道	
一般国道1号(京滋バイパス)	
一般国道1号(第二京阪道路)	
一般国道2号(第二神明道路)	
一般国道2号(広島岩国道路)	
一般国道3号(南九州西回り自動車道(八代日奈久道路))	
一般国道3号(南九州西回り自動車道(市来~鹿児島西))	
一般国道9号(安来道路)	
一般国道9号(江津道路)	
一般国道10号(椎田道路)	
一般国道10号(宇佐別府道路)	
一般国道10号(日出バイパス)	
一般国道10号(延岡南道路)	
一般国道10号(隼人道路)	
一般国道11号(高松東道路)	
一般国道24号(京奈和自動車道(京奈道路))	
一般国道34号(長崎バイパス)	
一般国道42号(湯浅御坊道路)	
一般国道196号(今治・小松自動車道(今治小松道路))	
一般国道478号(京滋バイパス)	
一般国道478号(京都縦貫自動車道)	
一般国道481号(関西国際空港連絡橋)	
一般国道497号(西九州自動車道(武雄佐世保道路))	
一般国道497号(西九州自動車道(佐世保道路))	
全国路線網	

区分		年間賃借料 (百万円) (注1)
一の路線	一般国道31号(広島呉道路)	2,286
	一般国道165号及び一般国道166号(南阪奈道路)	1,375
	一般国道201号(八木山バイパス)	1,327
合計		426,364

- (注) 1. 機構から借り受けた道路資産に係る当連結会計年度の賃借料を記載しています。これらの賃借料は上記の全国路線網及び一の路線に対するものであり、全国路線網に属する高速道路それぞれについて定められるものではありません。また上記賃借料は、協定の規定により当連結会計年度の料金収入の金額に応じて加算された43,917百万円を含んでいます。なお、賃借料には消費税等は含まれていません。
2. 当連結会計年度末までに機構に帰属し借受道路資産となった仕掛道路資産が含まれています。

(3) 道路資産の建設、除却等の計画

当社グループの道路資産にかかる重要な建設計画は、当連結会計年度末現在、下記のとおりです。

なお、下記記載の道路資産は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、所定の手続きを経て機構に帰属することとなる仕掛道路資産であり、機構への帰属と同時に当社の資産としては計上されないこととなります。

路線	建設予定金額		着手及び完了予定	
	総額 (百万円) (注2)	既支払額 (百万円) (注3)	着手(注4)	完了(注5)
高速自動車国道中央自動車道西宮線	30,523	846 [16,103]	平成5年8月	平成33年3月
高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線	94,437	17,023 [57,267]	平成9年9月	平成27年3月
高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線	1,802,418	205,082 [108,746]	平成5年12月	平成36年3月
高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線(注6)	94,599	4,025 [72,876]	平成3年10月	平成33年3月
高速自動車国道近畿自動車道敦賀線	65,768	1,222 [32,510]	昭和54年3月	平成33年3月
高速自動車国道中国縦貫自動車道	23,517	1,547 [18,084]	平成16年6月	平成28年3月
高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線	25,523	0 [22,067]	平成8年7月	平成33年3月
高速自動車国道中国横断自動車道姫路鳥取線	67,818	3,071 [-]	平成18年4月	平成33年3月
高速自動車国道四国縦貫自動車道	1,840	2 [923]	平成11年1月	平成33年3月
高速自動車国道四国横断自動車道阿南四万十線	264,116	79,271 [29,720]	平成6年1月	平成33年3月
高速自動車国道九州縦貫自動車道鹿児島線	18,512	1,231 [11,345]	平成16年6月	平成30年3月
高速自動車国道九州縦貫自動車道宮崎線	6,378	12 [4,705]	平成18年4月	平成29年1月
高速自動車国道九州横断自動車道長崎大分線	38,955	917 [1,067]	昭和48年9月	平成33年3月
高速自動車国道東九州自動車道	406,739	97,498 [200,927]	平成5年12月	平成32年3月
一般国道42号(湯浅御坊道路)	78,728	412 [-]	平成25年7月	平成33年12月
一般国道478号(京都縦貫自動車道)	57,397	4,806 [48,274]	平成13年6月	平成27年3月

- (注) 1. 協定に基づく高速道路の新設又は改築により建設する仕掛道路資産について記載しています。
2. 総額は、協定に定める債務引受限度額から消費税等を除いた金額を記載しています。なお、当該金額には、仕掛道路資産に係る建設中利息及び一般管理費相当額が含まれています。
3. 当連結会計年度末時点において既に機構に帰属した道路資産の額を[]で外書きしています。
4. 当社設立が平成17年10月1日であるため、設立以前に着手した路線については、日本道路公団が着手した時期を記載しています。
5. 道路資産の機構への帰属に際しては所定の手続きを経る必要があり、当該手続きを終了した道路資産は順次機構に帰属することとなるため、完了時期は機構帰属時期と必ずしも一致しません。なお、完了年度は路線のうち最も遅い区間の完了年度を記載しています。
6. 高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線のうち「暫定2車線区間の4車線化事業」につきましては、平成21年度第1次補正予算の執行見直しについて(平成21年10月16日閣議決定)により、執行が停止していますが、当該区間の建設予定金額の総額に含めて記載をしています。
7. 所要資金は、社債及び借入金により調達する予定です。

上記のほか、高速道路の修繕に係る工事(特定更新等工事を除きます。)については、翌連結会計年度以降最大で1,800,971百万円、災害発生時における災害復旧に要する費用については、機構から無利子貸付けを受けて災害復旧を行う場合を除き、翌連結会計年度以降最大で47,482百万円と見込んでいます。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	380,000,000
計	380,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成26年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成26年6月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	95,000,000	95,000,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。単元株式数は100株です。
計	95,000,000	95,000,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減 額(百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成17年10月1日	95,000,000	95,000,000	47,500	47,500	47,500	47,500

(注) 発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加は会社設立によるものです。

なお、日本道路公団は、民営化関係法施行法第6条、第7条及び第9条の規定に基づき、平成17年10月1日付で高速道路会社はその財産を出資しており、それにより取得した株式は、同法第15条第2項第1号の規定に基づき、政府に承継されています。1株当たりの発行価額は、1,000円です。

(6)【所有者別状況】

平成26年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								単元未満 株式の状 況(株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	2	—	—	—	—	—	—	2	—
所有株式数 (単元)	949,999	—	—	—	—	—	—	949,999	100
所有株式数の 割合(%)	100.0	—	—	—	—	—	—	100.0	—

(7) 【大株主の状況】

平成26年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
国土交通大臣	東京都千代田区霞が関二丁目1番3号	94,956,798	99.95
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	43,202	0.05
計	—	95,000,000	100.00

(注) 「特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律(平成25年法律第76号)」の施行に伴い、平成26年4月1日をもって国土交通大臣の持株全てが財務大臣に承継され、当連結会計年度末後有価証券報告書提出日までの間において、主要株主の異動が生じています。

なお、主要株主の異動については、平成26年4月1日付で、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)の規定に基づく臨時報告書を提出しており、異動後の所有株式数及び発行済株式総数に対する所有株式数の割合は以下のとおりであります。

(異動後)

平成26年4月1日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
国土交通大臣	東京都千代田区霞が関二丁目1番3号	0	0
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	95,000,000	100.00
計	—	95,000,000	100.00

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成26年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 94,999,900	949,999	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 100	—	一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	95,000,000	—	—
総株主の議決権	—	949,999	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、様々な外部環境・情勢の変化にも対応できる経営基盤の確立を目指していきたいと考えています。

内部留保金につきましては、高速道路事業から生じたものとそれ以外のものとに区分し、高速道路事業につきましては、自己資本の充実を図るとともに料金収入の減少又は管理費用の増大時に役立てることとし、高速道路事業以外の事業につきましては、今後の事業展開に向けた投資に用いることとしています。

なお、当社は、「剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う」旨を定款に定めており、また、当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めていますが、現時点において配当は実施しておらず、毎事業年度における配当の回数についての基本方針も定めていません。

剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会となります。

また、高速道路会社法第13条に基づき、剰余金の配当その他の剰余金の処分の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません。

4 【株価の推移】

当社の株式は非上場であり、該当事項はありません。

5 【役員の状態】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役会長 (非常勤)	—	山中 諄	昭和18年2月1日生	昭和40年4月 南海電気鉄道株式会社入社 昭和62年7月 同 自動車事業本部自動車部長 平成3年4月 同 鉄道事業本部運輸部長 平成5年6月 同 理事 平成7年6月 同 取締役 鉄道事業本部次長 平成8年6月 同 取締役 鉄道営業本部副本部長 平成9年6月 同 常務取締役バス営業本部長 平成13年6月 同 代表取締役社長 平成19年6月 同 代表取締役会長兼CEO(現任) 平成24年6月 当社取締役会長(非常勤) (現任)	(注) 3	—
代表取締役社長	—	石塚 由成	昭和24年1月21日生	昭和47年4月 住友金属工業株式会社入社 平成15年4月 同 常務執行役員、経営企画部長 平成17年6月 同 取締役、常務執行役員、経営企画部長 平成17年10月 同 取締役、常務執行役員 平成18年1月 同 取締役、常務執行役員、内部統制プロジェクトチーム長 平成18年2月 同 取締役、常務執行役員 平成18年4月 同 取締役、専務執行役員、経理部長 平成19年4月 同 取締役、専務執行役員 平成22年4月 株式会社SUMCO取締役・副社長(代表取締役) 平成24年6月 当社代表取締役社長 (現任)	(注) 3	—
代表取締役専務執行役員	—	酒井 和広	昭和24年12月9日生	昭和49年4月 日本道路公団採用 平成15年5月 同 東京建設局長 平成16年4月 同 民営化総合企画局長 平成17年10月 当社執行役員経営企画本部長 平成20年6月 当社常務執行役員 経営企画本部長 平成22年9月 当社取締役専務執行役員 経営企画本部長、保全サービス事業本部長 平成22年10月 当社取締役専務執行役員 平成24年3月 当社取締役専務執行役員 建設事業本部長 平成24年6月 当社代表取締役専務執行役員 建設事業本部長 平成25年6月 当社代表取締役専務執行役員 (現任)	(注) 3	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役 常務執行役員	—	奥平 聖	昭和26年6月29日生	昭和49年4月 建設省(現 国土交通省) 入省 平成11年9月 同 関東地方建設局 企画部長 平成14年7月 国土交通省 北海道局 地政課長 平成16年7月 同 北海道開発局 開発監理部次長 平成18年4月 同 大臣官房審議官(併任 北海道局) 平成20年7月 同 北海道局長 平成22年8月 同 大臣官房付 平成22年9月 当社取締役専務執行役員 技術本部長、建設事業本部長 平成22年10月 当社取締役専務執行役員 建設事業本部長 平成24年6月 当社顧問 平成25年6月 当社取締役常務執行役員 (現任)	(注) 3	—
取締役 常務執行役員	—	高倉 照正	昭和29年8月11日生	昭和53年4月 日本道路公団採用 平成17年10月 当社建設事業本部 建設事業部 建設事業統括チームリーダー 平成18年6月 当社建設事業本部 建設事業部長 平成21年4月 当社秘書広報部長 平成21年6月 当社執行役員 秘書広報部長 平成22年10月 当社常務執行役員 経営企画本部長 平成24年6月 当社取締役常務執行役員 (現任)	(注) 3	—
取締役 常務執行役員	—	桑田 俊一	昭和32年9月22日生	昭和55年4月 建設省(現 国土交通省)入省 平成14年7月 国土交通省 中部地方整備局 総務部長 平成16年7月 同 総合政策局 不動産課課長 平成17年8月 厚生労働省 老健局 介護保険課長 平成19年7月 国土交通省 総合政策局 環境政策課長 平成20年7月 同 住宅局 総務課長 平成21年7月 同 総合政策局 総務課長 平成22年8月 厚生労働省 大臣官房審議官(職業能力開発局) 平成24年9月 当社常務執行役員 事業開発本部長 平成25年6月 当社取締役常務執行役員 (現任)	(注) 3	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 常務執行役員	—	芝村 善治	昭和33年1月3日生	昭和55年4月 日本道路公団採用 平成15年5月 同 民営化総合企画局 総合調整課長 平成17年7月 同 調査役(西日本移行本部付) 平成17年10月 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 計画調整課長 平成18年11月 当社経営企画本部 経営企画部長 平成22年10月 当社執行役員 関西支社長 平成26年6月 当社取締役常務執行役員 (現任)	(注) 3	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
監査役 (常勤)	—	富沢 正行	昭和30年9月28日生	昭和54年4月 株式会社太陽神戸銀行入行(現 株式会社三井住友銀行) 平成12年4月 同 京橋法人営業第二部長 平成13年4月 同 渋谷法人営業第二部長 平成14年6月 同 船橋法人営業部長 平成17年6月 同 千葉法人営業部長 平成19年4月 同 業務監査部副部長 平成20年5月 同 法人企業統括部 部付部長 平成22年4月 株式会社フジタ 取締役常務執行役員(監査担当) 平成26年6月 当社監査役(常勤) (現任)	(注) 4	—
監査役 (非常勤)	—	土岐 憲三	昭和13年8月29日生	昭和41年4月 京都大学 工学部助教授 昭和51年4月 同 防災研究所教授 平成5年4月 同 工学部教授 平成9年12月 同 大学院工学研究科長兼工学部長 平成13年4月 同 総長補佐 平成14年4月 立命館大学 理工学部教授 平成17年10月 当社監査役(非常勤) (現任) 平成20年4月 立命館大学 立命館グローバル・イノベーション研究機構教授 平成25年4月 立命館大学 衣笠総合研究機構教授 (現任)	(注) 4	—
監査役 (非常勤)	—	楨野 勝美	昭和23年9月25日生	昭和47年4月 大阪瓦斯株式会社 入社 平成12年6月 同 理事 企画部長 平成14年6月 同 取締役 企画部長 平成15年4月 同 取締役 戦略・財務部門長補佐 平成16年6月 同 常務取締役 総務部門長 平成18年6月 同 常務取締役 総務・人事部門長 平成20年6月 同 顧問 兼 株式会社オージーキャピタル 取締役会長 平成26年6月 当社監査役(非常勤) (現任)	(注) 4	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
監査役 (非常勤)	—	上村 多恵子	昭和28年7月6日生	昭和49年9月 京南倉庫株式会社 代表取締役社長(現任) 昭和53年4月 京南物流株式会社 代表取締役社長(現任) 昭和63年10月 株式会社ドラマモード 代表取締役社長 平成7年4月 京都経済同友会 常任幹事 (平成24年9月より理事に名称変更)(現任) 平成12年5月 関西経済同友会 幹事(現任) 平成18年10月 株式会社ドラマモード 代表取締役会長(現任) 平成26年6月 当社監査役(非常勤)(現任)	(注) 4	—
計						—

- (注) 1. 取締役会長 山中 諄は、社外取締役です。
2. 監査役は全員、社外監査役です。
3. 平成26年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から平成28年3月期に係る定時株主総会の終結の時までです。
4. 平成26年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から平成30年3月期に係る定時株主総会の終結の時までです。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) 当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、当社グループの事業執行における迅速な意思決定、効率的な経営を目指し、関係者の方々から支持と信頼をいただくために、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることが最重要課題のひとつであると認識しています。また経営の意思決定、業務執行及び監督さらにはグループの統制、情報開示などについて適正な体制を整備し、経営の健全性、効率性及び透明性の確保に努めています。

(2) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

① 会社の機関の基本説明

(a) 取締役会

取締役会は、取締役7名(うち社外取締役1名)で構成され、監査役が出席し、当社取締役会規程に基づき、原則として毎月1回開催として、必要に応じて随時開催しています。取締役会では、法令及び定款で定められた事項その他業務執行に関する重要な事項を決議するとともに、取締役の職務の執行の監督を行い、法令に定められた事項のほか必要と認められる事項について報告を受けています。なお、社外取締役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準又は方針はありません。

(b) 監査役及び監査役会

当社は、監査役制度を採用しており、監査役4名全員が社外監査役です。

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席する等により、取締役の職務執行の監査を行っております。

当社監査役会規程に基づき、監査役会を原則として毎月1回開催する事とし、必要に応じ随時開催し、監査実施のために必要な決議を行うとともに、監査実施状況の報告等を行っております。なお、社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準又は方針はありません。

(c) その他

当社では経営会議を原則として毎月2回開催しています。経営会議は、取締役及び執行役員で構成され、常勤監査役が出席し、会社の経営に関する基本的事項について協議調整を行っております。

② 会社の内部統制システムの整備状況

(a) 西日本高速道路株式会社コンプライアンス委員会

役員、執行役員及び従業員の遵法精神の徹底とより高度な倫理観の確立を図り、グループの秩序や規律の維持及び不祥事の未然防止に資するため本社に設置しています。

(b) コンプライアンス通報・相談窓口

自律的に社内秩序や規律の維持を図り、不祥事の抑制・抑止を図るため、社内及び弁護士事務所に設置しています。

(c) NEXCO西日本グループ行動憲章

役員、執行役員及び従業員が様々な局面で実践すべき行動指針として制定しています。

(d) 内部統制システムの構築に係る取締役会の決議

平成18年5月2日開催の取締役会において会社法第362条第4項第6号に基づく内部統制の整備及び構築に関する事項を決議しており、平成20年3月28日開催の取締役会においてグループ全体の運営に係る記載を充実させ、当社としての業務の適正化を確保するための体制に係る記載を追加する等の改正を決議しています。

(e) その他

取締役、監査役及び使用人の法令遵守及び倫理意識の向上を図るために、グループのコンプライアンスの仕組みを説明した資料を整備し周知を図るとともに、グループの各社に対しても同様に周知を図っています。

③ 監査役監査の状況

監査役監査は、監査役会において定めた監査の方針及び監査の計画等に従い、取締役会その他重要な会議への出席、取締役等からの説明聴取や重要な決議書類等の閲覧、業務及び財産の状況の調査等により厳正な監査を実施しています。また、当社は、監査役職務補助担当の専属組織として監査役室を設けています。監査役室所属従業員4名については、業務執行部門との兼務を行わないこととするとともにその人事異動については監査役の意見を尊重することとしており、取締役からの独立性を確保しています。

また、監査役監査を効率的に行うため、内部監査部門及び会計監査人とそれぞれの監査結果について意見交換等をするなど連携に努めています。

さらに、取締役は、監査役に対し、業務又は財務に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、その他著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見した場合、直ちに報告を行うとともに、取締役及び使用人は、監査役から職務の執行に関する事項の説明又は報告を求められた場合、速やかに当該事項について説明又は報告を行うこととしています。

④ 内部監査の状況

当社は、内部監査部門として監査部を設置し、監査部長1名と他7名の従業員を置いて、当社内部監査規程に基づき、会社業務全般にわたり内部監査を行っています。

⑤ 会計監査の状況

当社の会計監査人は新日本有限責任監査法人を選任しています。期末に偏ることなく期中にも監査が実施され、必要なデータは全て提供し、正確で監査し易い環境を整備しています。なお、当事業年度において業務を遂行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名並びに会計監査業務に係わる補助者の構成については下記のとおりです。

業務を遂行した公認会計士の氏名		所属する監査法人名
指定有限責任社員・ 業務執行社員	坂井 俊介	新日本有限責任監査法人
	守谷 義広	

- (注) 1. 継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しています。
2. 当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士13名、その他7名です。

⑥ 社外取締役及び社外監査役

社外取締役は1名、社外監査役は4名です。

社外取締役1名及び社外監査役4名と提出会社とは、有価証券報告書提出日現在において、人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

(3) 取締役及び監査役に対する役員報酬

		年間報酬総額 (千円)
取締役 (9名)	社内 (8名)	117,917
	社外 (1名)	—
監査役 (3名)	社内 (0名)	—
	社外 (3名)	25,140

- (注) 1. 上記員数には、平成25年6月27日開催の定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名を含んでいます。
(注) 2. 上記報酬額には、平成25年6月27日開催の定時株主総会の決議に基づき、退任取締役2名に支払った役員退職慰労金を含んでいます。なお、支給額は退任取締役2名に対し5,681千円です。
(注) 3. 上記のほか、役員退職慰労引当金10,145千円(取締役8,093千円、監査役2,051千円)を当事業年度にて計上しています。

(4) リスク管理体制の整備状況

当社は、高速道路事業という高い公共性を有する事業を営む企業として事故・災害等の発生に備えて、交通管制部門を24時間体制とするなど、迅速かつ適切な対応ができる体制を整えています。

事業遂行上の各種リスクについては、それぞれの担当部署において対策を講じるとともに、経営に影響を及ぼすおそれのあるリスクのマネジメントについては、重要経営課題として位置付け取り組んでおり、経営リスク管理委員会を設置し、リスクの抽出、要因の特定及び分析並びにリスク対応戦略の策定、実施及び評価等を行い、経営への影響を最小限に抑制し社会的責任を果たすよう、体制の構築を図っています。

(5) 連結会社の企業統治に関する事項

グループ全ての構成員が実践すべき指針として制定した行動憲章に則り、企業の社会的責任を果たすとともに、社会から信頼されるグループを目指すものとし、グループの運営に係る規則に基づき、グループの業務を適正かつ効率的に運営し、またグループの連絡会議等を通じて意思疎通を密にしています。

また、グループ共通のリスクマネジメント体制及びコンプライアンス通報・相談窓口の適切な運用に努め、リスク又は不祥事の早期発見、未然防止を図っています。

(6) 取締役の定数

当社は、取締役の定数を10名以内とする旨を定款に定めています。

(7) 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨、また、その決議は累積投票によらない旨を定款に定めています。

また、当社は、取締役の解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めています。

(8) 取締役会において決議することができる株主総会決議事項

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に、中間配当を支払うことができる旨定款に定めています。これは、株主への利益還元を機動的に行うことを目的とするものです。

また、当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者も含まれます。）及び監査役（監査役であった者も含まれます。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めています。これは、取締役及び監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするものです。

(9) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に規定する株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めています。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

(10) 会社法第427条第1項に規定する契約（責任限定契約）

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役及び社外監査役の損害賠償責任を、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度額として限定する契約を締結することができる旨を定款に定めています。

なお、有価証券報告書提出日までに、当該契約を締結した実績はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）（注1）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）（注2）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	76	—	75	—
連結子会社	9	2	9	3
計	85	2	85	3

- (注) 1. 当社が監査公認会計士等に支払った社債発行に係るコンフォートレター作成業務の対価10百万円を含んでいます。
2. 当社が監査公認会計士等に支払った社債発行に係るコンフォートレター作成業務の対価8百万円を含んでいます。

② 【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社は、監査報酬の決定方針を定めていませんが、当社の事業規模から合理的監査日数等を勘案したうえで、決定しています。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表および財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」といいます。）に基づいて作成しています。

なお、当連結会計年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の連結財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第3条第2項により、改正前の連結財務諸表規則に基づいて作成しています。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）及び「高速道路事業等会計規則」（平成17年国土交通省令第65号）に基づいて作成しています。

なお、当事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しています。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けています。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っています。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、新日本有限責任監査法人が開催する研修へ参加し、情報の収集に努めています。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	37,010	33,530
高速道路事業営業未収入金	59,281	66,992
短期貸付金	11,539	4,038
有価証券	62,000	106,500
仕掛道路資産	444,877	449,235
その他	35,654	32,227
貸倒引当金	△16	△23
流動資産合計	650,347	692,500
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	86,022	91,757
減価償却累計額	△24,083	△26,719
減損損失累計額	△141	△141
建物及び構築物（純額）	61,797	64,896
機械装置及び運搬具	123,912	135,107
減価償却累計額	△75,675	△84,420
機械装置及び運搬具（純額）	48,236	50,687
土地	83,860	85,664
その他	22,425	25,471
減価償却累計額	△9,805	△11,554
その他（純額）	12,620	13,917
有形固定資産合計	206,514	215,164
無形固定資産		
投資その他の資産		
長期前払費用	1,725	1,879
退職給付に係る資産	—	371
その他	※2 11,333	※2 10,687
貸倒引当金	△328	△318
投資その他の資産合計	12,731	12,620
固定資産合計	229,152	236,487
繰延資産	440	563
資産合計	※1 879,941	※1 929,551

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	11,951	13,067
高速道路事業営業未払金	111,101	148,236
1年内返済予定の長期借入金	51	6
未払法人税等	3,206	1,399
受託業務前受金	5,671	2,470
前受金	1,554	1,411
賞与引当金	3,488	3,592
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金	85	61
回数券払戻引当金	172	166
その他	31,493	31,821
流動負債合計	168,775	202,233
固定負債		
道路建設関係社債	※1 344,842	※1 324,993
道路建設関係長期借入金	105,000	130,000
長期借入金	234	104
役員退職慰労引当金	280	322
ETCマイレージサービス引当金	6,240	8,174
退職給付引当金	65,151	—
退職給付に係る負債	—	79,033
その他	23,862	25,338
固定負債合計	545,612	567,966
負債合計	714,388	770,200
純資産の部		
株主資本		
資本金	47,500	47,500
資本剰余金	55,497	55,497
利益剰余金	61,602	67,219
株主資本合計	164,600	170,217
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	16	21
為替換算調整勘定	6	11
退職給付に係る調整累計額	—	△11,056
その他の包括利益累計額合計	23	△11,022
少数株主持分	929	156
純資産合計	165,553	159,351
負債・純資産合計	879,941	929,551

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
営業収益	733,016	886,616
営業費用		
道路資産賃借料	409,218	426,364
高速道路等事業管理費及び売上原価	255,265	394,166
販売費及び一般管理費	※1 62,517	※1 61,613
営業費用合計	※2 727,000	※2 882,143
営業利益	6,015	4,472
営業外収益		
受取利息	74	84
受取配当金	9	10
負ののれん償却額	415	415
持分法による投資利益	828	167
土地物件貸付料	544	573
その他	918	655
営業外収益合計	2,791	1,907
営業外費用		
支払利息	58	36
損害賠償金	32	52
たな卸資産処分損	40	22
その他	86	94
営業外費用合計	219	205
経常利益	8,588	6,173
特別利益		
固定資産売却益	※3 132	※3 68
負ののれん発生益	3,061	1,386
その他	495	150
特別利益合計	3,689	1,605
特別損失		
固定資産売却損	※4 34	※4 44
固定資産除却損	※5 81	※5 51
損害賠償金	12	717
その他	164	120
特別損失合計	292	933
税金等調整前当期純利益	11,984	6,845
法人税、住民税及び事業税	6,227	2,694
過年度法人税等	—	425
法人税等調整額	△762	229
法人税等合計	5,465	3,349
少数株主損益調整前当期純利益	6,519	3,495
少数株主利益	85	15
当期純利益	6,433	3,480

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	6,519	3,495
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	22	1
為替換算調整勘定	8	5
持分法適用会社に対する持分相当額	19	3
その他の包括利益合計	※1 50	※1 10
包括利益	6,569	3,506
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	6,481	3,491
少数株主に係る包括利益	87	15

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	47,500	55,497	55,169	158,166
当期変動額				
当期純利益			6,433	6,433
連結子会社の増加に伴う増加高				—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				—
当期変動額合計	—	—	6,433	6,433
当期末残高	47,500	55,497	61,602	164,600

	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計		
当期首残高	△22	△2	—	△25	3,166	161,308
当期変動額						
当期純利益						6,433
連結子会社の増加に伴う増加高						—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	39	8		48	△2,236	△2,188
当期変動額合計	39	8	—	48	△2,236	4,245
当期末残高	16	6	—	23	929	165,553

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	47,500	55,497	61,602	164,600
当期変動額				
当期純利益			3,480	3,480
連結子会社の増加に伴う増加高			2,135	2,135
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				—
当期変動額合計	—	—	5,616	5,616
当期末残高	47,500	55,497	67,219	170,217

	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計		
当期首残高	16	6	—	23	929	165,553
当期変動額						
当期純利益						3,480
連結子会社の増加に伴う増加高						2,135
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4	5	△11,056	△11,045	△772	△11,818
当期変動額合計	4	5	△11,056	△11,045	△772	△6,202
当期末残高	21	11	△11,056	△11,022	156	159,351

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	11,984	6,845
減価償却費	21,813	20,875
負ののれん償却額	△415	△415
負ののれん発生益	△3,061	△1,386
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△12	△2
賞与引当金の増減額 (△は減少)	165	99
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△58	3
ETCマイレージサービス引当金の増減額 (△は減少)	1,181	1,933
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	1,674	—
退職給付に係る資産及び負債の増減額	—	2,107
受取利息及び受取配当金	△84	△94
支払利息	5,179	5,351
持分法による投資損益 (△は益)	△828	△167
固定資産売却損益 (△は益)	△97	△23
固定資産除却損	1,312	1,719
売上債権の増減額 (△は増加)	△8,517	△5,877
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△110,398	△3,631
仕入債務の増減額 (△は減少)	36,003	34,186
その他	△1,635	5,388
小計	△45,795	66,911
利息及び配当金の受取額	106	151
利息の支払額	△5,105	△5,432
法人税等の支払額	△8,610	△5,134
法人税等の還付額	110	1,044
営業活動によるキャッシュ・フロー	△59,293	57,540
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△85	△104
定期預金の払戻による収入	138	268
固定資産の取得による支出	△22,030	△29,213
固定資産の売却による収入	190	1,018
投資有価証券の取得による支出	△97	—
投資有価証券の売却による収入	125	1,026
関係会社株式の取得による支出	△307	△75
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	36	—
その他	200	△1
投資活動によるキャッシュ・フロー	△21,830	△27,081
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額 (△は減少)	△345	△1,568
長期借入れによる収入	105,029	130,000
長期借入金の返済による支出	△45,334	△105,174
道路建設関係社債発行による収入	79,834	99,674
道路建設関係社債償還による支出	△40,000	△120,000
その他	△664	△927
財務活動によるキャッシュ・フロー	98,520	2,004

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
現金及び現金同等物に係る換算差額	6	3
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	17,402	32,467
現金及び現金同等物の期首残高	92,794	110,262
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	15	1,216
連結子会社の合併による現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	50	—
現金及び現金同等物の期末残高	※1 110,262	※1 143,946

【連結キャッシュ・フロー計算書の欄外注記】

(注) 前連結会計年度の財務活動によるキャッシュ・フローの道路建設関係社債償還による支出△40,000百万円及び長期借入金の返済による支出△45,334百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額△40,000百万円及び△45,202百万円が含まれています。

以上の債務引受の主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フローのたな卸資産の増減額△110,398百万円には、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第51条第2項から第4条までの規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額83,625百万円が含まれています。

当連結会計年度の財務活動によるキャッシュ・フローの道路建設関係社債償還による支出△120,000百万円及び長期借入金の返済による支出△105,174百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額△120,000百万円及び△105,000百万円が含まれています。

以上の債務引受の主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フローのたな卸資産の増減額△3,631百万円には、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第51条第2項から第4条までの規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額223,513百万円が含まれています。

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社数 27社

主要な連結子会社の名称
西日本高速道路サービス・ホールディングス(株)

(2) 主要な非連結子会社の名称等

沖縄道路サービス(株)
(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためです。

(3) 連結の範囲の変更

当連結会計年度において新たにNEXCO西日本コミュニケーションズ(株)を設立したため、連結の範囲に含めています。また、従来持分法を適用していない非連結子会社であった(株)アシスト、(株)ミライズ、(株)アレックス及び(株)ケイケイエムは、重要性が増したため、当連結会計年度期首より連結子会社となりました。

ただし、(株)アシスト及び(株)ミライズは平成25年9月30日付け、(株)アレックス及び(株)ケイケイエムは平成25年9月18日付けで他の連結子会社との合併により消滅会社となったため、連結の範囲から除外しています。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社数 1社

会社名
沖縄道路サービス(株)

(2) 持分法適用の関連会社数 6社

主要な会社名
九州高速道路ターミナル(株)

(3) 持分法を適用していない非連結子会社(株)ハートネット)及び関連会社(TSK(株))は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に与える影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しています。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しています。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券
時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっています。(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)

時価のないもの

主として移動平均法による原価法によっています。

② たな卸資産

仕掛道路資産

個別法による原価法によっています。

仕掛道路資産の取得原価は、道路資産の建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等その他道路資産の取得に要した費用の額を加えた額としています。

なお、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しています。

商品・原材料及び貯蔵品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっています。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定額法、連結子会社は定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法）を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	10～50年
構築物	10～45年
機械装置	5～10年

また、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっています。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいています。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しています。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

② 賞与引当金

従業員への賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しています。

③ ハイウェイカード偽造損失補てん引当金

ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、今後、判明すると見込まれる被害額を推計して計上しています。

④ 回数券払戻引当金

利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上しています。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、社内規程に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しています。

⑥ ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当連結会計年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しています。

- (5) 退職給付に係る会計処理の方法
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。
- ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3～15年）による定額法により按分した額を費用処理しています。
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度（一部の連結子会社は発生した連結会計年度）から費用処理しています。
なお、連結子会社のうち1社は、会計基準変更時差異（256百万円）を15年による均等額で費用処理しています。
- ③ 小規模企業等における簡便法の採用
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。
- (6) 重要な収益及び費用の計上基準
- ① 完成工事高及び完成工事原価の計上基準
営業収益のうち、直轄高速道路事業営業収益及び受託事業営業収益等、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。
なお、営業収益のうち、道路資産完成高の計上は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した日に行っています。
- ② ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準
リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっています。
- (7) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。
なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しています。
- (8) のれん及び負ののれんの償却方法及び償却期間
のれんは、効果の発現する期間の見積りが可能なものは、その見積年数で均等償却しています。ただし、金額が僅少なものは、発生年度に全額償却しています。
平成22年3月31日以前に発生した負ののれんの償却については、発生原因に応じ20年以内で均等償却しています。
平成22年4月1日以降に発生した負ののれんは、当該負ののれんが生じた連結会計年度の利益として処理しています。
- (9) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっています。
- (10) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成24年5月17日 企業会計基準第26号。以下「退職給付会計基準」といいます。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成24年5月17日 企業会計基準適用指針第25号。以下「退職給付適用指針」といいます。)を当連結会計年度末より適用し(ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。)、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債又は退職給付に係る資産として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を退職給付に係る負債又は退職給付に係る資産に計上しています。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しています。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る資産が371百万円、退職給付に係る負債が79,033百万円計上されるとともに、その他の包括利益累計額が11,056百万円減少しています。

なお、1株当たり純資産額は116.38円減少しています。

(未適用の会計基準等)

- ・「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成24年5月17日 企業会計基準第26号)
- ・「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成24年5月17日 企業会計基準適用指針第25号)

(1) 概要

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法、退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充等について改正されました。

(2) 適用予定日

退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正については、平成27年3月期の期首から適用します。

なお、当該会計基準等には経過的な取り扱いが定められているため、過去の期間の連結財務諸表に対しては遡及適用しません。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中です。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、独立掲記していた特別損失の「投資有価証券売却損」は、特別損失の総額の10分の10以下となったため、当連結会計年度より「その他」に含めることとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っています。

前連結会計年度において、特別損失の「その他」に含めていた「損害賠償金」は、特別損失の総額の10分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っています。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、特別損失の「投資有価証券売却損」に表示していた64百万円、「その他」に表示していた113百万円は、「損害賠償金」12百万円、「その他」164百万円として組替えています。

(連結貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した道路建設関係社債の担保に供しています。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
道路建設関係社債	344,842百万円 (額面額 345,400百万円)	324,993百万円 (額面額 325,400百万円)
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債	140,000	185,000

※2 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりです。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
投資その他の資産(その他)	3,994百万円	3,484百万円
うち、共同支配企業に対する投資の金額	1,414	1,412

3 偶発債務

以下の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っています。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(政府からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び政府が保有している債券を除く)について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	3,941,239百万円	3,011,487百万円
東日本高速道路株式会社	7,336	2,271
中日本高速道路株式会社	5,455	2,345
計	3,954,032	3,016,105

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額について連帯して債務を負っています。

- ① 日本道路公団から承継した借入金(政府からの借入金を除く)について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	7,045百万円	4,699百万円

- ② 民営化以降、当社が調達した以下の金額について、連帯して債務を負っています。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	304,000百万円	371,000百万円

4 当座貸越契約

当社及び連結子会社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行等5金融機関と当座貸越契約を締結しています。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりです。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
当座貸越極度額	100,380百万円	100,050百万円
借入実行残高	330	—
差引額	100,050	100,050

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
給与手当	11,100百万円	9,794百万円
賞与引当金繰入額	830	803
役員退職慰労引当金繰入額	115	101
E T Cマイレージサービス引当金 繰入額	6,240	8,174
利用促進費	22,304	22,618

※2 研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
	1,212百万円	1,189百万円

※3 固定資産売却益の内訳は次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
建物及び構築物	—百万円	7百万円
機械装置及び運搬具	20	33
土地	111	26
その他	0	0
計	132	68

※4 固定資産売却損の内訳は次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
建物及び構築物	1百万円	25百万円
機械装置及び運搬具	0	0
土地	33	12
その他	—	6
計	34	44

※5 固定資産除却損の内訳は次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
建物及び構築物	59百万円	32百万円
機械装置及び運搬具	0	3
その他	6	7
無形固定資産	14	7
計	81	51

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	40百万円	63百万円
組替調整額	△4	△63
税効果調整前	35	△0
税効果額	△13	2
その他有価証券評価差額金	22	1
為替換算調整勘定：		
当期発生額	8	5
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	19	3
その他の包括利益合計	50	10

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	95,000,000	—	—	95,000,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成25年4月1日至平成26年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	95,000,000	—	—	95,000,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
現金及び預金勘定	37,010百万円	33,530百万円
契約期間3ヶ月以内の売戻条件付 現先(短期貸付金勘定)	11,500	4,000
預入期間3ヶ月以内の譲渡性預金 (有価証券勘定)	62,000	106,500
計	110,511	144,030
預入期間3ヶ月超の定期預金(現 金及び預金勘定)	△248	△84
現金及び現金同等物	110,262	143,946

2 新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(1) ㈱富士技建

株式の取得により新たに㈱富士技建を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに㈱富士技建株式の取得価額と㈱富士技建取得のための支出(純額)との関係は次のとおりです。

流動資産	1,735百万円
固定資産	1,617
流動負債	△1,956
固定負債	△174
負ののれん	△784
小計	437
支配獲得時までの取得価額	△20
段階取得に係る差益	△53
㈱富士技建株式の取得価額	364
㈱富士技建の現金及び現金同等物	△427
差引:連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	62

(2) ㈱ドーユー大地

株式の取得により新たに㈱ドーユー大地を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに㈱ドーユー大地株式の取得価額と㈱ドーユー大地取得のための支出(純額)との関係は次のとおりです。

流動資産	591百万円
固定資産	217
流動負債	△474
固定負債	△170
負ののれん	△14
小計	150
支配獲得時までの取得価額	△24
段階取得に係る差益	△12
㈱ドーユー大地株式の取得価額	113
㈱ドーユー大地の現金及び現金同等物	△87
差引:連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	△26

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

重要性が増したため、新たに(株)アシスト、(株)ミライズ、(株)アレックス及びケイケイエム(株)を連結したことに伴う連結開始時の現金及び現金同等物は合わせて1,216百万円であり、資産及び負債は次のとおりです。

流動資産	1,241百万円
固定資産	2,856
資産合計	4,097
流動負債	48
固定負債	174
負債合計	222

なお、(株)アシスト及び(株)ミライズは平成25年9月30日付け、(株)アレックス及びケイケイエム(株)は平成25年9月18日付けで他の連結子会社との合併により消滅会社となっています。

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引 (借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりです。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額
前連結会計年度 (平成25年3月31日)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機械装置及び運搬具	274百万円	253百万円	20百万円
その他	315	302	12
無形固定資産	55	54	1
合計	645	610	34

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。

当連結会計年度 (平成26年3月31日)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機械装置及び運搬具	118百万円	117百万円	0百万円
その他	73	70	3
無形固定資産	7	7	—
合計	199	195	4

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
1年内	25百万円	4百万円
1年超	9	0
合計	34	4

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
支払リース料	82百万円	16百万円
減価償却費相当額	82	16

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

(5) 減損損失について

リース資産に配分された減損損失はありません。

2. オペレーティング・リース取引（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(1) 道路資産の未経過リース料

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
1年内	382,446百万円	456,679百万円
1年超	17,086,511	16,373,155
合計	17,468,958	16,829,835

(注) 1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができます。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適切かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができます。

2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入－加算基準額）が加算されます。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額－実績料金収入）が減算されます。

(2) 道路資産以外の未経過リース料

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
1年内	335百万円	292百万円
1年超	509	622
合計	845	914

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、一時的に生じる余資を安全性の高い金融資産（譲渡性預金等）により運用しています。また、資金調達については、主に高速道路の新設、改築、修繕等に要する資金として、必要な資金を社債の発行又は金融機関からの借入れにより調達しています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である高速道路事業営業未収入金は、顧客の信用リスクに晒されており、当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っています。

有価証券は主に譲渡性預金であり、一時的に生じる余資の資金運用として格付けの高い金融機関等との間で1ヶ月以内の取引を行っています。

投資有価証券は主に当社及び一部の連結子会社が有する株式であり、価格の変動リスク等に晒されていますが、主に業務上の関係を有する非上場株式（関係会社株式含む）です。

営業債務である高速道路事業営業未払金は、1年以内の支払期日となっています。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金、道路建設関係長期借入金、長期借入金）は、主に高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る借入金であり、その一部は金利の変動リスクに晒されています。

道路建設関係社債は、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る資金調達であり、道路の建設終了後（改築、修繕、災害復旧の場合は完成後）に、道路資産と社債を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構へ引き渡すこととされています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について社内規程に基づき、各部署が主要の取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っています。連結子会社についても、当社の社内規程に準じて、同様の管理を行っています。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握しています。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれていません（(注)2. 参照）。

前連結会計年度（平成25年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	37,010	37,010	—
(2) 高速道路事業営業未収入金 貸倒引当金 (*)	59,281 △16		
	59,265	59,265	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	62,232	62,232	—
資産計	158,507	158,507	—
(1) 高速道路事業営業未払金	111,101	111,101	—
(2) 1年内返済予定の長期借入金	51	51	0
(3) 道路建設関係社債	344,842	364,297	19,454
(4) 道路建設関係長期借入金	105,000	105,081	81
(5) 長期借入金	234	247	12
負債計	561,229	580,779	19,549

(*) 高速道路事業営業未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しています。

当連結会計年度（平成26年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	33,530	33,530	—
(2) 高速道路事業営業未収入金 貸倒引当金 (*)	66,992 △23		
	66,968	66,968	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	106,677	106,677	—
資産計	207,176	207,176	—
(1) 高速道路事業営業未払金	148,236	148,236	—
(2) 1年内返済予定の長期借入金	6	6	0
(3) 道路建設関係社債	324,993	338,277	13,284
(4) 道路建設関係長期借入金	130,000	130,003	3
(5) 長期借入金	104	125	21
負債計	603,341	616,650	13,309

(*) 高速道路事業営業未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しています。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 高速道路事業営業未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、譲渡性預金はすべて短期間で決済されるため、帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

負 債

(1) 高速道路事業営業未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(2) 1年内返済予定の長期借入金、(4) 道路建設関係長期借入金、(5) 長期借入金

固定金利による長期借入金の時価は、元金金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて計算する方法によっています。

変動金利による長期借入金は、短期間で市場金利を反映し、また、信用状態は実行後大きく異なっていないため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(3) 道路建設関係社債

これらの時価は、公社債店頭売買参考統計値に表示されている当社発行の債券ごとの価格をもって算定しています。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
非上場株式	4,327	3,820

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めていません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度（平成25年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	35,350	—	—	—
高速道路事業営業未収入金	59,281	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満 期があるもの				
(1) 債券	—	100	—	—
(2) その他	62,000	—	—	—
合計	156,632	100	—	—

当連結会計年度（平成26年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	32,457	—	—	—
高速道路事業営業未収入金	66,992	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満 期があるもの				
(1) 債券	—	100	—	—
(2) その他	106,500	—	—	—
合計	205,949	100	—	—

4. 社債、道路建設関係長期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度（平成25年3月31日）

区分	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債	—	—	95,000	85,000	82,000	83,400
道路建設関係長期 借入金	—	—	105,000	—	—	—
長期借入金	51	49	44	24	17	99
合計	51	49	200,044	85,024	82,017	83,499

当連結会計年度（平成26年3月31日）

区分	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債	—	—	60,000	82,000	47,000	136,400
道路建設関係長期 借入金	—	—	—	—	20,000	110,000
長期借入金	6	6	6	5	3	82
合計	6	6	60,006	82,005	67,003	246,482

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度 (平成25年 3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	129	71	57
	(2) 債券	100	99	0
	(3) その他	—	—	—
	小計	229	171	58
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	2	2	△0
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	62,000	62,000	—
	小計	62,002	62,002	△0
合計		62,232	62,173	58

当連結会計年度 (平成26年 3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	75	24	51
	(2) 債券	100	99	0
	(3) その他	—	—	—
	小計	176	124	51
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	1	1	△0
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	106,500	106,500	—
	小計	106,501	106,501	△0
合計		106,677	106,625	51

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
(1) 株式	41	20	0
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	66	0	—
合計	108	20	0

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
(1) 株式	215	120	0
(2) 債券	479	0	29
(3) その他	331	3	11
合計	1,026	123	40

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

重要なデリバティブ取引はありません。

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

重要なデリバティブ取引はありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けています。

なお、一部の連結子会社において、要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は次のとおりです。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項

	前連結会計年度 (平成24年3月31日現在)
年金資産の額	226,756百万円
年金財政計算上の給付債務の額	253,094
差引額	△26,338

(2) 制度全体に占める当社グループの給与総額割合

前連結会計年度 5.69% (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の剰余金又は不足金△19,156百万円、未償却過去勤務債務残高△19,615百万円、資産評価調整加算額12,433百万円であり、当社グループは、連結財務諸表上、特別掛金137百万円を費用処理しています。

なお、上記(2)の割合は当社グループの実際の負担割合とは一致しません。

2. 退職給付債務に関する事項

	前連結会計年度 (平成25年3月31日) (百万円)
(1) 退職給付債務	△120,305
(2) 年金資産	42,102
(3) 未積立退職給付債務 ((1) + (2))	△78,203
(4) 会計基準変更時差異の未処理額	100
(5) 未認識数理計算上の差異	13,562
(6) 未認識過去勤務債務 (注) 1	△317
(7) 連結貸借対照表計上額純額 ((3) + (4) + (5) + (6))	△64,857
(8) 前払年金費用	293
(9) 退職給付引当金 ((7) - (8))	△65,151

(注) 1. 一部の連結子会社において、退職一時金制度の変更が行われたこと等により、過去勤務債務が発生しています。

2. 一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しています。

3. 退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) (百万円)
(1) 勤務費用 (注) 1, 2	4,622
(2) 利息費用	2,082
(3) 期待運用収益	△516
(4) 会計基準変更時差異の費用処理額	25
(5) 数理計算上の差異の費用処理額	1,327
(6) 過去勤務債務の費用処理額	△29
(7) 臨時に支払った割増退職金等 (注) 3	3
(8) 退職給付費用 ((1) + (2) + (3) + (4) + (5) + (6) + (7))	7,514

- (注) 1. 厚生年金基金に対する従業員拠出額を控除しています。
 2. 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、「(1) 勤務費用」に計上しています。
 3. 転籍者に対して支払った割増退職金です。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

- (1) 退職給付見込額の期間配分方法
 期間定額基準 (一部の連結子会社はポイント基準)

- (2) 割引率

前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
0.56~2.00%

- (3) 期待運用収益率

前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
0.00~4.00%

- (4) 過去勤務債務の額の処理年数
 3年~15年 (発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を費用処理しています。)
- (5) 数理計算上の差異の処理年数
 3年~15年 (発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度 (一部の連結子会社は発生した連結会計年度) から費用処理することとしています。)
- (6) 会計基準変更時差異の処理年数
 連結子会社のうち1社は15年

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けています。

また、当社及び一部の連結子会社は、複数事業主制度の厚生年金基金制度に加入しており、このうち、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができない制度については、確定拠出制度と同様に会計処理しています。

なお、一部の連結子会社は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しています。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（(3)に掲げられたものを除く）

期首における退職給付債務	119,225百万円
勤務費用	4,565
利息費用	1,754
数理計算上の差異の当期発生額	523
過去勤務費用の当期発生額	△70
退職給付の支払額	△3,692
期末における退職給付債務	122,306

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表（(3)に掲げられたものを除く）

期首における年金資産	41,437百万円
期待運用収益	1,355
数理計算上の差異の当期発生額	237
事業主からの拠出額	2,913
退職給付の支払額	△2,588
その他（注）	539
期末における年金資産	43,896

（注）厚生年金基金に対する従業員拠出額です。

(3) 簡便法を採用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付に係る負債	357百万円
退職給付費用	259
退職給付の支払額	△77
制度への拠出額	△287
期末における退職給付に係る負債	251

(4) 退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	123,146百万円
年金資産	△44,981
	78,165
非積立型制度の退職給付債務	495
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	78,661
退職給付に係る負債	79,033
退職給付に係る資産	△371
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	78,661

(5) 退職給付に関連する損益

勤務費用	4,565百万円
利息費用	1,754
期待運用収益	△1,355
数理計算上の差異の当期の費用処理額	1,798
過去勤務費用の当期の費用処理額	5
会計基準変更時差異の当期の費用処理額	25
簡便法で計算した退職給付費用	259
その他（注）	△527
<hr/>	
退職給付費用	6,525

（注）厚生年金基金に対する従業員拠出額の控除等をしています。

(6) その他の包括利益累計額に計上された項目の内訳

その他の包括利益累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりです。

未認識過去勤務費用	257百万円
未認識数理計算上の差異	11,327
会計基準変更時差異の未処理額	75
<hr/>	
合計	11,661

(7) 年金資産の主な内訳

国内債券	29%
外国債券	7
国内株式	19
外国株式	17
現金及び預金	1
生命保険 一般勘定	9
その他	18
<hr/>	
合計	100

(8) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における数理計算上の計算基礎

割引率	0.56～2.00%
長期期待運用収益率	0.00～3.20%

3. 確定拠出制度

確定拠出制度（確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度を含みます。）への要拠出額は、845百万円です。

要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項

(1) 制度全体の積立状況に関する事項（平成25年3月31日現在）

年金資産の額	252,149百万円
年金財政計算上の給付債務の額	256,263
差引額	△4,114

(2) 制度全体に占める当社グループの給与総額割合

6.00%（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、繰越不足金△13,733百万円及び年金財政計算上の剰余金又は不足金16,554百万円、未償却過去勤務債務残高△6,935百万円であり、当社グループは、連結財務諸表上、特別掛金149百万円を費用処理しています。

なお、上記(2)の割合は当社グループの実際の負担割合とは一致しません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	23,163百万円	－百万円
退職給付に係る負債	－	24,528
E T Cマイレージサービス引当金	2,221	2,909
継続損益工事費	3,080	2,470
賞与引当金	1,283	1,284
減価償却費	654	816
連結会社間内部利益消去	545	707
ハイウェイカード前受金	289	273
事業税	511	136
その他	2,929	4,746
繰延税金資産小計	34,679	37,871
評価性引当額	△27,448	△30,248
繰延税金資産合計	7,231	7,622
繰延税金負債		
前払年金費用	△36	－
退職給付に係る資産	－	△92
資産除去債務に対応する除去費用	△64	△58
その他	△288	△271
繰延税金負債合計	△388	△422
繰延税金資産の純額	6,842	7,199

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれています。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
流動資産－繰延税金資産	4,867百万円	5,095百万円
固定資産－繰延税金資産	2,064	2,235
流動負債－繰延税金負債	△0	－
固定負債－繰延税金負債	△88	△131

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
法定実効税率 (調整)	38.0%	38.0%
評価性引当額	16.5	23.1
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.8	△19.1
過年度法人税等	－	6.5
負ののれん発生益	△9.7	△7.7
持分法による投資利益	△2.6	△0.9
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	－	4.5
その他	6.2	4.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	45.6	48.9

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

平成26年3月31日付けで「所得税法等の一部を改正する法律」(法律第10号)が公布されたことに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異について、従来の38.0%から35.6%に変更しています。

この変更により、当連結会計年度末の繰延税金資産の純額が316百万円減少し、法人税等調整額が同額増加しています。

(企業結合等関係)

当連結会計年度(自平成25年4月1日至平成26年3月31日)

共通支配下の取引等

1. 子会社株式の追加取得

グループ経営を一段と強化するため、少数株主が保有する株式を追加取得しました。

(1) 取引の概要

結合当事企業の名称	西日本高速道路エンジニアリング関西(株) 西日本高速道路エンジニアリング中国(株) 西日本高速道路エンジニアリング四国(株) (株)アシスト	
事業の内容	西日本高速道路エンジニアリング関西(株) 西日本高速道路エンジニアリング中国(株) 西日本高速道路エンジニアリング四国(株)	高速道路の点検・管理事業
	(株)アシスト	不動産賃貸業
企業結合日	西日本高速道路エンジニアリング関西(株) 西日本高速道路エンジニアリング中国(株) 西日本高速道路エンジニアリング四国(株) (株)アシスト	平成25年7月22日 平成25年6月10日 平成25年5月7日 平成25年5月14日
企業結合の法的形式	株式取得(追加取得)	
結合後企業の名称	変更はありません。	

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成20年12月26日企業会計基準第21号)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会平成20年12月26日企業会計基準適用指針第10号)に基づき、共通支配下の取引等のうち少数株主との取引として処理しています。

(3) 子会社株式の追加取得に関する事項

① 取得原価及びその内訳

西日本高速道路エンジニアリング関西(株)	取得の対価	44百万円
	取得原価	44
西日本高速道路エンジニアリング中国(株)	取得の対価	28百万円
	取得原価	28
西日本高速道路エンジニアリング四国(株)	取得の対価	3百万円
	取得原価	3
(株)アシスト	取得の対価	123百万円
	取得原価	123

② 発生した負ののれん発生益の金額及び発生原因

(ア) 発生した負ののれん発生益の金額

西日本高速道路エンジニアリング関西(株)	139百万円
西日本高速道路エンジニアリング中国(株)	346
西日本高速道路エンジニアリング四国(株)	113
(株)アシスト	675

(イ) 発生原因

追加取得した子会社株式の取得原価が減少する少数株主持分の額を下回っていたため発生したものです。

2. 子会社の吸収合併

当社グループ全体の経営資源の効率的活用を図るため、連結子会社間の吸収合併を行いました。

(1) 取引の概要

	吸収合併存続会社	吸収合併消滅会社
結合当事企業の名称	西日本高速道路エンジニアリング関西㈱	㈱アシスト
事業の内容	高速道路の点検・管理事業	不動産賃貸業
企業結合日	平成25年9月30日	
結合後企業の名称	西日本高速道路エンジニアリング関西㈱	

	吸収合併存続会社	吸収合併消滅会社
結合当事企業の名称	西日本高速道路エンジニアリング中国㈱	㈱ミライズ
事業の内容	高速道路の点検・管理事業	高速道路の保全事業
企業結合日	平成25年9月30日	
結合後企業の名称	西日本高速道路エンジニアリング中国㈱	

	吸収合併存続会社	吸収合併消滅会社
結合当事企業の名称	㈱ドューユー大地	㈱アレックス
事業の内容	道路及び附帯する施設の調査設計	不動産賃貸業
企業結合日	平成25年9月18日	
結合後企業の名称	㈱ドューユー大地	

	吸収合併存続会社	吸収合併消滅会社
結合当事企業の名称	西日本高速道路メンテナンス九州㈱	ケイケイエム㈱
事業の内容	高速道路の保全事業	高速道路の保全事業
企業結合日	平成25年9月18日	
結合後企業の名称	西日本高速道路メンテナンス九州㈱	

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成20年12月26日 企業会計基準第21号）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準委員会 平成20年12月26日 企業会計基準適用指針第10号）に基づき、共通支配下の取引として処理しています。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

建物等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等です。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から14～35年と見積り、割引率は1.343～2.306%を使用して資産除去債務の金額を計算しています。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
期首残高	257百万円	261百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	7	11
時の経過による調整額	5	4
資産除去債務の履行による減少額	△7	△16
その他増減額 (△は減少)	—	△19
期末残高	261	241

(賃貸等不動産関係)

当社及び一部の連結子会社では、大阪府その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸オフィスビルや賃貸マンション等を有しています。また、滋賀県以西の高速道路内のサービスエリア、パーキングエリアの施設を賃貸不動産として有しています。なお、賃貸オフィスビルやサービスエリア、パーキングエリアの一部については、当社及び一部の連結子会社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としています。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
賃貸等不動産		
連結貸借対照表計上額		
期首残高	2,673	2,597
期中増減額	△75	693
期末残高	2,597	3,290
期末時価	2,232	2,896
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産		
連結貸借対照表計上額		
期首残高	86,952	88,369
期中増減額	1,416	2,300
期末残高	88,369	90,670
期末時価	87,105	85,640

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額です。
2. 賃貸等不動産の期中増減額のうち、前連結会計年度の主な増加額は、サービスエリア、パーキングエリアの建物(1,686百万円)及び建設仮勘定(2,877百万円)であり、主な減少額は減価償却費(1,827百万円)です。当連結会計年度の主な増加額は、サービスエリア、パーキングエリアの建物(3,606百万円)及び建設仮勘定(6,453百万円)であり、主な減少額は減価償却費(1,929百万円)です。
3. 時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に準拠して自社で算定した金額です。ただし、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっています。

また、賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する損益は、次のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
賃貸等不動産		
賃貸収益	904	954
賃貸費用	683	596
差額	220	357
その他(売却損益等)	—	—
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産		
賃貸収益	34,749	34,895
賃貸費用	28,663	28,701
差額	6,086	6,193
その他(売却損益等)	—	—

- (注) 賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産には、サービスの提供及び経営管理として当社及び一部の連結子会社が使用している部分も含むため、当該部分の賃貸収益は計上していません。なお、当該不動産に係る費用(減価償却費、修繕費、保険料、租税公課等)については、賃貸費用に含まれています。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社グループは「高速道路事業」、「受託事業」、「SA・PA事業」の3つを報告セグメントとし事業を展開しています。「高速道路事業」は、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧及びその他の管理等を行っています。「受託事業」は、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等及びその他委託に基づく事業を行っています。「SA・PA事業」は高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等を行っています。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、たな卸資産の評価基準を除き、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一です。

たな卸資産の評価については、収益性の低下に基づく簿価切下げ前の価額で評価しています。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値です。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいています。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結財務 諸表計上 額 (注) 3
	高速道路 事業	受託 事業	SA・PA 事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	672,280	16,962	34,597	723,840	9,176	733,016	—	733,016
セグメント間の内部売上高 又は振替高	28	—	19	48	555	603	△603	—
計	672,308	16,962	34,617	723,888	9,732	733,620	△603	733,016
セグメント利益又は損失(△)	1,839	91	6,121	8,052	△2,156	5,895	119	6,015
セグメント資産	622,346	9,859	104,326	736,531	11,559	748,090	131,850	879,941
その他の項目								
減価償却費	17,424	0	1,886	19,311	350	19,662	2,151	21,813
持分法適用会社への投資額	1,901	—	835	2,736	564	3,301	—	3,301
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	16,728	—	3,685	20,413	329	20,742	3,221	23,964

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、駐車場事業、トラックターミナル事業及びコンサルティング事業等を含んでいます。

2. 調整額は以下のとおりです。

(1) セグメント利益又は損失(△)の調整額119百万円には、セグメント間取引消去119百万円が含まれています。

(2) セグメント資産の調整額131,850百万円には、債権の相殺消去△10,858百万円、全社資産142,708百万円が含まれています。

(3) 減価償却費の調整額2,151百万円は、全社資産の減価償却費です。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額3,221百万円は、全社資産の増加額です。

3. セグメント利益又は損失(△)は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っています。

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結財務 諸表計上 額 (注) 3
	高速道路 事業	受託 事業	S A・P A 事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	828,726	13,132	34,728	876,587	10,028	886,616	—	886,616
セグメント間の内部売上高 又は振替高	27	—	43	71	674	745	△745	—
計	828,753	13,132	34,772	876,658	10,702	887,361	△745	886,616
セグメント利益又は損失（△）	△1,131	62	6,228	5,159	△752	4,406	65	4,472
セグメント資産	634,494	8,202	111,833	754,530	14,113	768,644	160,907	929,551
その他の項目								
減価償却費	16,176	0	2,039	18,215	355	18,571	2,304	20,875
持分法適用会社への投資額	2,064	—	863	2,927	530	3,458	—	3,458
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	21,215	—	5,333	26,549	1,824	28,373	1,721	30,095

（注） 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、駐車場事業、トラックターミナル事業及びコンサルティング事業等を含んでいます。

2. 調整額は以下のとおりです。

(1) セグメント利益又は損失（△）の調整額65百万円には、セグメント間取引消去65百万円が含まれています。

(2) セグメント資産の調整額160,907百万円には、債権の相殺消去△16,961百万円、全社資産177,868百万円が含まれています。

(3) 減価償却費の調整額2,304百万円は、全社資産の減価償却費です。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額1,721百万円は、全社資産の増加額です。

3. セグメント利益又は損失（△）は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っています。

【関連情報】

1. 製品及びサービスごとの情報

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：百万円）

	料金収入	道路完成高	その他	合計
外部顧客への売上高	585,336	83,625	64,054	733,016

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	料金収入	道路完成高	その他	合計
外部顧客への売上高	605,393	220,466	60,755	886,616

2. 地域ごとの情報

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しています。

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しています。

3. 主要な顧客ごとの情報

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	83,625	高速道路事業

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	220,466	高速道路事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
重要性が乏しいため記載を省略しています。

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）
重要性が乏しいため記載を省略しています。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：百万円）

	高速道路事業	合計
当期償却額	14	14
当期末残高	270	270

なお、平成22年4月1日前行われた企業結合等により発生した負ののれんの償却額及び未償却残高は、以下のとおりです。

（単位：百万円）

	高速道路事業	合計
当期償却額	415	415
当期末残高	6,108	6,108

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	高速道路事業	合計
当期償却額	14	14
当期末残高	256	256

なお、平成22年4月1日前行われた企業結合等により発生した負ののれんの償却額及び未償却残高は、以下のとおりです。

（単位：百万円）

	高速道路事業	合計
当期償却額	415	415
当期末残高	5,693	5,693

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

当連結会計年度に、高速道路事業において3,061百万円の負ののれん発生益を計上しています。これは、(株)富士技建及び(株)ドーナユー大地の株式を取得し連結子会社化したこと並びに西日本高速道路エンジニアリング関西(株)他3社の株式を追加取得したことによるものです。

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

当連結会計年度に、高速道路事業において711百万円及びその他において675百万円の負ののれん発生益を計上しています。これは主に、西日本高速道路エンジニアリング関西(株)他2社の株式を追加取得したこと（600百万円）及び(株)アシストが少数株主から自己株式を取得したこと（675百万円）によるものです。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る）等

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主	国土交通大臣	東京都千代田区	-	国土交通行政	(被所有) 直接 99.9%	道路の新設等の受託等	受託業務前受金の受入 (注1) (注2)	14,567	未収入金	5,836
									受託業務前受金	4,960

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主	国土交通大臣	東京都千代田区	-	国土交通行政	(被所有) 直接 99.9%	道路の新設等の受託等	受託業務前受金の受入 (注1) (注2)	6,402	未収入金	3,014
									受託業務前受金	1,463

(注) 1. 上記取引の取引条件については、一般の取引条件と同様に決定しています。

2. 取引金額及び期末残高には消費税等が含まれています。

(イ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月 31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	(独) 日本高速道路保有・債務返済機構	東京都港区	5,255,124	高速道路にかかる道路資産の保有及び会社への貸付、承継債務の返済等	-	道路資産の借受	道路資産賃借料の支払 (注1)	409,218	高速道路事業営業未払金	63,874
						道路資産及び債務の引渡等	道路資産の引渡 (注2)	83,625	高速道路事業営業未収入金	6,414
							債務の引渡及び債務保証 (注3)	85,202	-	-
						借入金連帯債務	債務保証 (注4) (注5)	4,167,082	-	-
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	東日本高速道路株	東京都千代田区	52,500	高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理等	-	借入金連帯債務	債務保証 (注5)	7,336	-	-
						料金収入の精算等	料金収入の精算による支払等 (注6)	23,450	高速道路事業営業未払金	3,085
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	中日本高速道路株	名古屋市中区	65,000	高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理等	-	借入金連帯債務	債務保証 (注5)	5,455	-	-

当連結会計年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月 31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	(独) 日本高速道路保有・債務返済機構	東京都港区	5,376,311	高速道路にかかる道路資産の保有及び会社への貸付、承継債務の返済等	-	道路資産の借受	道路資産賃借料の支払 (注1)	426,364	高速道路事業営業未払金	79,578
						道路資産及び債務の引渡等	道路資産の引渡 (注2)	220,466	高速道路事業営業未収入金	12,365
							債務の引渡及び債務保証 (注3)	225,000	-	-
						借入金連帯債務	債務保証 (注4) (注5)	3,162,187	-	-
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	東日本高速道路株	東京都千代田区	52,500	高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理等	-	借入金連帯債務	債務保証 (注5)	2,271	-	-
						料金収入の精算等	料金収入の精算による支払等 (注6)	27,498	高速道路事業営業未払金	4,769
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	中日本高速道路株	名古屋市中区	65,000	高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理等	-	借入金連帯債務	債務保証 (注5)	2,345	-	-

- (注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等については、当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構との間の道路資産の貸付料を含む協定に基づいて決定しています。
2. 道路整備特別措置法第51条の規定により、道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しています。
3. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しています。また、引き渡した額のうち、民営化以降民間金融機関から調達した借入金及び社債について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っています。なお、保証料は受け取っていません。
4. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しています。
5. 日本道路公団民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券（政府からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び政府が保有している債券を除く）については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。なお、保証料は受け取っていません。
6. 取引条件及び取引条件の決定方針等については、相互の取り決めにより、精算処理を行っています。
7. 取引金額には料金収入の精算による支払等を除き消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等を含んでいます。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1株当たり当期純利益金額	67.72円	36.64円
(算定上の基礎)		
当期純利益金額(百万円)	6,433	3,480
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益金額(百万円)	6,433	3,480
普通株式の期中平均株式数(千株)	95,000	95,000

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
1株当たり純資産額	1,732.88円	1,675.73円
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額(百万円)	165,553	159,351
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	929	156
(うち少数株主持分)(百万円)	(929)	(156)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	164,623	159,194
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	95,000	95,000

(重要な後発事象)

多額な社債の発行

当社は、平成26年3月27日開催の取締役会の決議（社債180,000百万円以内）に基づき、平成26年4月1日以降、下記の条件にて社債を発行しました。

区分	西日本高速道路株式会社第22回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付）
発行総額	25,000百万円
利率	年0.744パーセント
償還方法	満期一括
発行価額	額面100円につき100円
払込期日	平成26年5月19日
償還期日	平成36年3月19日
担保	一般担保
使途	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重疊的債務引受

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
当社	政府保証第1回西日本高速道路 債券(注1)	平成 17.11.25	39,988	—	1.6	有	平成 27.11.25
当社	政府保証第2回西日本高速道路 債券(注1)	平成 18.10.25	9,998	—	1.8	有	平成 28.10.25
当社	政府保証第3回西日本高速道路 債券(注1)	平成 18.11.28	14,967	—	1.8	有	平成 28.11.28
当社	政府保証第4回西日本高速道路 債券	平成 18.12.19	14,980	14,986	1.7	有	平成 28.12.19
当社	政府保証第5回西日本高速道路 債券	平成 19.1.25	24,953	24,965	1.8	有	平成 29.1.25
当社	政府保証第6回西日本高速道路 債券	平成 19.2.27	9,994	9,995	1.8	有	平成 29.2.27
当社	政府保証第7回西日本高速道路 債券	平成 19.3.27	9,980	9,985	1.7	有	平成 29.3.27
当社	政府保証第8回西日本高速道路 債券	平成 19.5.21	19,967	19,975	1.7	有	平成 29.5.19
当社	政府保証第9回西日本高速道路 債券	平成 19.6.27	9,997	9,998	1.9	有	平成 29.6.27
当社	政府保証第10回西日本高速道路 債券	平成 19.10.29	9,991	9,993	1.8	有	平成 29.10.27
当社	政府保証第11回西日本高速道路 債券	平成 19.11.28	9,965	9,973	1.7	有	平成 29.11.28
当社	政府保証第12回西日本高速道路 債券	平成 20.1.29	19,924	19,940	1.5	有	平成 30.1.29
当社	政府保証第13回西日本高速道路 債券	平成 20.3.27	11,952	11,962	1.4	有	平成 30.3.27
当社	政府保証第14回西日本高速道路 債券	平成 20.5.21	9,979	9,983	1.7	有	平成 30.5.21
当社	政府保証第15回西日本高速道路 債券	平成 20.6.16	9,987	9,989	1.8	有	平成 30.6.15
当社	政府保証第16回西日本高速道路 債券	平成 20.11.18	9,977	9,981	1.6	有	平成 30.11.16
当社	政府保証第17回西日本高速道路 債券	平成 21.1.28	9,951	9,959	1.3	有	平成 31.1.28
当社	政府保証第18回西日本高速道路 債券	平成 21.3.27	6,971	6,975	1.3	有	平成 31.3.27
当社	政府保証第19回西日本高速道路 債券	平成 21.4.16	14,968	14,973	1.4	有	平成 31.4.16
当社	政府保証第20回西日本高速道路 債券	平成 21.7.29	9,993	9,994	1.4	有	平成 31.7.29
当社	政府保証第21回西日本高速道路 債券	平成 22.3.29	11,352	11,359	1.3	有	平成 32.3.27
当社	西日本高速道路株式会社第15回 社債(注1)	平成 24.9.12	20,000	—	0.241	有	平成 27.6.19
当社	西日本高速道路株式会社第16回 社債(注1)	平成 24.11.13	20,000	—	0.246	有	平成 27.9.18
当社	西日本高速道路株式会社第17回 社債(注1)	平成 25.2.13	15,000	—	0.196	有	平成 27.12.18
当社	西日本高速道路株式会社第18回 社債	平成 25.5.20	—	25,000	0.893	有	平成 35.3.20
当社	西日本高速道路株式会社第19回 社債	平成 25.9.5	—	25,000	0.842	有	平成 35.6.20
当社	西日本高速道路株式会社第20回 社債	平成 25.11.13	—	25,000	0.759	有	平成 35.9.20
当社	西日本高速道路株式会社第21回 社債	平成 26.2.13	—	25,000	0.754	有	平成 35.12.20
合計	—	—	344,842	324,993	—	—	—

(注) 1. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が債務引受を実施した金額の合計額は120,000百万円です。

2. 連結決算日後5年内の償還予定額は以下のとおりです。

1年以内（百万円）	1年超2年以内（百万円）	2年超3年以内（百万円）	3年超4年以内（百万円）	4年超5年以内（百万円）
—	—	60,000	82,000	47,000

【借入金等明細表】

区分	当期首残高（百万円）	当期末残高（百万円）	平均利率（%）	返済期限
短期借入金	1,568	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	51	6	2.18	—
1年以内に返済予定のリース債務	650	777	—	—
道路建設関係長期借入金	105,000	130,000	0.61	平成30.11.30～平成32.2.29
長期借入金 （1年以内に返済予定のものを除く）	234	104	4.43	平成29.2.26～平成45.8.26
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く）	1,958	2,037	—	—
その他有利子負債				
流動負債				
その他（1年以内返済予定建設協力預り金）	1	0	0.50	平成26.9.22
固定負債				
その他（建設協力預り金（1年以内に返済予定のものを除く））	0	—	—	—
合計	109,464	132,927	—	—

（注）1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しています。

2. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が債務引受を実施した金額の合計額は105,000百万円です。

3. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載していません。

ただし、一部の連結子会社はリース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各連結会計年度に配分しているため、記載していません。

4. 道路建設関係長期借入金、長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりです。

区分	1年超2年以内（百万円）	2年超3年以内（百万円）	3年超4年以内（百万円）	4年超5年以内（百万円）
道路建設関係長期借入金	—	—	—	20,000
長期借入金	6	6	5	3
リース債務	707	569	500	238

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しています。

(2) **【その他】**

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	32,324	29,231
高速道路事業営業未収入金	※3 59,281	※3 66,992
未収入金	※3 8,165	※3 5,701
短期貸付金	※3 12,772	※3 7,653
リース投資資産（純額）	10	10
有価証券	62,000	106,500
仕掛道路資産	446,320	451,488
原材料	627	451
貯蔵品	1,075	1,114
受託業務前払金	3,251	1,312
前払金	※3 1,110	※3 1,346
前払費用	※3 464	※3 699
繰延税金資産	3,870	3,350
その他の流動資産	7,394	9,022
貸倒引当金	△16	△23
流動資産合計	638,653	684,848
固定資産		
高速道路事業固定資産		
有形固定資産		
建物	1,882	1,960
減価償却累計額	△695	△795
建物（純額）	1,186	1,165
構築物	37,838	39,788
減価償却累計額	△6,404	△7,434
構築物（純額）	31,434	32,353
機械及び装置	104,406	112,887
減価償却累計額	△61,411	△68,276
機械及び装置（純額）	42,995	44,610
車両運搬具	16,360	18,178
減価償却累計額	△12,488	△14,008
車両運搬具（純額）	3,871	4,170
工具、器具及び備品	6,797	7,467
減価償却累計額	△4,233	△4,751
工具、器具及び備品（純額）	2,563	2,716
土地	0	0
リース資産	34	102
減価償却累計額	△0	△18
リース資産（純額）	33	84
建設仮勘定	4,251	4,569
有形固定資産合計	86,335	89,670
無形固定資産	4,495	3,497
高速道路事業固定資産合計	90,831	93,167

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
関連事業固定資産		
有形固定資産		
建物	19,583	22,703
減価償却累計額	△5,848	△6,749
建物（純額）	13,735	15,954
構築物	5,843	6,290
減価償却累計額	△2,824	△3,153
構築物（純額）	3,019	3,136
機械及び装置	1,488	1,942
減価償却累計額	△691	△837
機械及び装置（純額）	797	1,104
工具、器具及び備品	116	170
減価償却累計額	△62	△80
工具、器具及び備品（純額）	54	89
土地	67,484	67,482
リース資産	25	59
減価償却累計額	△3	△13
リース資産（純額）	21	45
建設仮勘定	104	949
有形固定資産合計	85,215	88,762
無形固定資産	40	231
関連事業固定資産合計	85,256	88,993
各事業共用固定資産		
有形固定資産		
建物	9,062	9,337
減価償却累計額	△2,871	△3,119
建物（純額）	6,190	6,217
構築物	779	835
減価償却累計額	△396	△423
構築物（純額）	383	411
機械及び装置	251	291
減価償却累計額	△111	△144
機械及び装置（純額）	139	147
車両運搬具	6	0
減価償却累計額	△6	△0
車両運搬具（純額）	0	0
工具、器具及び備品	2,305	2,669
減価償却累計額	△1,071	△1,442
工具、器具及び備品（純額）	1,234	1,226
土地	11,191	11,144
リース資産	2,282	2,195
減価償却累計額	△1,020	△1,183
リース資産（純額）	1,261	1,012
建設仮勘定	729	241
有形固定資産合計	21,130	20,402
無形固定資産	3,663	3,328
各事業共用固定資産合計	24,794	23,730

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
その他の固定資産		
有形固定資産		
建物	57	105
減価償却累計額	△6	△20
減損損失累計額	△51	△51
建物（純額）	—	34
土地	551	598
有形固定資産合計	551	632
その他の固定資産合計	551	632
投資その他の資産		
関係会社株式	5,860	5,861
投資有価証券	97	97
長期貸付金	※3 117	※3 1,243
長期前払費用	1,608	1,732
その他の投資等	1,976	1,783
貸倒引当金	△304	△295
投資その他の資産合計	9,356	10,423
固定資産合計	210,790	216,948
繰延資産		
道路建設関係社債発行費	440	563
繰延資産合計	440	563
資産合計	※1 849,884	※1 902,360

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	※3 125,911	※3 166,201
1年以内返済予定長期借入金	3	3
リース債務	289	295
未払金	※3 18,945	※3 19,194
未払費用	860	841
未払法人税等	2,308	—
預り連絡料金	3,486	4,926
預り金	※3 17,079	※3 22,578
受託業務前受金	5,671	2,470
前受金	1,525	1,337
前受収益	15	5
賞与引当金	1,379	1,434
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金	85	61
回数券払戻引当金	172	166
資産除去債務	16	—
その他の流動負債	2,640	3,451
流動負債合計	180,393	222,969
固定負債		
道路建設関係社債	※1 344,842	※1 324,993
道路建設関係長期借入金	105,000	130,000
その他の長期借入金	27	24
リース債務	1,084	894
繰延税金負債	50	50
受入保証金	※3 5,453	※3 6,282
退職給付引当金	60,006	61,957
役員退職慰労引当金	39	52
ETCマイレージサービス引当金	6,240	8,174
関門トンネル事業履行義務債務	※4 2,825	※4 3,559
資産除去債務	177	192
その他の固定負債	0	0
固定負債合計	525,748	536,181
負債合計	706,141	759,150
純資産の部		
株主資本		
資本金	47,500	47,500
資本剰余金		
資本準備金	47,500	47,500
その他資本剰余金	7,997	7,997
資本剰余金合計	55,497	55,497
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金	22,542	22,670
繰越利益剰余金	18,203	17,541
利益剰余金合計	40,745	40,211
株主資本合計	143,742	143,209
純資産合計	143,742	143,209
負債・純資産合計	849,884	902,360

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
高速道路事業営業損益		
営業収益		
料金収入	585,452	605,520
道路資産完成高	83,625	220,466
その他の売上高	1,123	816
営業収益合計	670,201	826,803
営業費用		
道路資産賃借料	409,218	426,364
道路資産完成原価	83,625	223,513
管理費用	176,785	178,576
営業費用合計	669,629	828,454
高速道路事業営業利益又は高速道路事業営業損失 (△)	572	△1,650
関連事業営業損益		
営業収益		
直轄高速道路事業収入	1,129	507
受託業務収入	15,832	12,624
SA・PA事業収入	10,391	10,508
その他の事業収入	1,096	1,076
営業収益合計	28,450	24,717
営業費用		
直轄高速道路事業費	1,129	507
受託業務事業費	15,828	12,576
SA・PA事業費	6,568	6,998
その他の事業費用	3,165	2,476
営業費用合計	26,692	22,559
関連事業営業利益	1,758	2,157
全事業営業利益	2,330	507
営業外収益		
受取利息	8	10
有価証券利息	60	64
受取配当金	※1 5,750	※1 589
土地物件貸付料	500	499
雑収入	567	360
営業外収益合計	6,887	1,524
営業外費用		
支払利息	6	8
損害賠償金	14	24
たな卸資産処分損	40	22
支払補償費	2	12
雑損失	48	18
営業外費用合計	112	86
経常利益	9,106	1,945
特別利益		
固定資産売却益	※2 131	※2 43
違約金収入	346	—
その他特別利益	0	0
特別利益合計	478	43

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
特別損失		
固定資産売却損	※3 16	※3 0
損害賠償金	12	707
その他特別損失	5	71
特別損失合計	34	778
税引前当期純利益	9,550	1,211
法人税、住民税及び事業税	3,970	800
過年度法人税等	—	425
法人税等調整額	△450	520
法人税等合計	3,520	1,745
当期純利益又は当期純損失(△)	6,030	△533

【営業費用明細書】

(1) 事業別科目別内訳書

区分	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
	金額 (百万円)		金額 (百万円)	
I 高速道路事業営業費用				
1. 道路資産賃借料		409,218		426,364
2. 道路資産完成原価		83,625		223,513
3. 管理費用				
(1) 維持修繕費	78,889		79,543	
(2) 管理業務費	55,398		54,867	
(3) 一般管理費	42,496		44,165	
計		176,785		178,576
高速道路事業営業費用合計			669,629	828,454
II 関連事業営業費用				
1. 直轄高速道路事業費				
(1) 直轄高速道路資産完成原価	1,129		504	
(2) 一般管理費	—		3	
計		1,129		507
2. 受託業務事業費				
(1) 受託事業費	15,794		12,517	
(2) 一般管理費	33		59	
計		15,828		12,576
3. SA・PA事業費				
(1) SA・PA事業管理費	5,608		6,013	
(2) 一般管理費	960		984	
計		6,568		6,998
4. その他の事業費用				
(1) その他の事業管理費	1,704		1,404	
(2) 一般管理費	1,461		1,071	
計		3,165		2,476
関連事業営業費用合計			26,692	22,559
全事業営業費用合計			696,321	851,013

(2) 科目明細書

① 高速道路事業原価明細書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月 31日)			当事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月 31日)		
		金額 (百万円)			金額 (百万円)		
I 営業費用							
1 道路資産賃借料				409,218			426,364
2 道路資産完成原価							
用地費							
土地代		1,555			3,620		
労務費		119			400		
外注費		601			1,811		
経費		327			3,963		
金利等		227			876		
一般管理費人件費		153			445		
一般管理費経費		268	3,253		337	11,455	
建設費							
材料費		40			86		
労務費		2,198			4,367		
外注費		69,073			188,839		
経費		1,970			4,216		
金利等		1,101			3,603		
一般管理費人件費		2,229			4,383		
一般管理費経費		2,665	79,279		4,110	209,607	
除却工事費用その他							
労務費		31			62		
外注費		999			2,272		
経費		7			12		
金利等		6			9		
一般管理費人件費		27			53		
一般管理費経費		20	1,092	83,625	39	2,451	223,513

		前事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月 31日)			当事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月 31日)		
区分	注記 番号	金額 (百万円)			金額 (百万円)		
3 管理費用							
維持修繕費							
人件費		4,330			4,149		
経費		74,559	78,889		75,393	79,543	
管理業務費							
人件費		2,208			2,223		
経費		53,190	55,398		52,644	54,867	
一般管理費							
人件費		8,275			7,690		
経費		34,220	42,496	176,785	36,474	44,165	178,576
II 営業外費用							
支払利息			1			—	
損害賠償金			12			19	
たな卸資産処分損			32			12	
支払補償費			2			12	
雑損失			34	82		11	55
III 特別損失							
固定資産売却損			—			0	
損害賠償金			12			707	
その他特別損失			5	18		2	709
高速道路事業営業費用等合計				669,730			829,219
IV 法人税、住民税及び事業税			1,076			111	
V 過年度法人税等			—			425	
VI 法人税等調整額			△99	977		520	1,056
高速道路事業総費用合計				670,707			830,275

② 直轄高速道路事業費

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月 31日)		当事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月 31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 労務費	※	20	1.9	26	5.2
II 経費		1,102	97.6	470	92.6
III 一般管理費		5	0.5	11	2.2
当期総製造費用		1,129	100.0	507	100.0
期首受託業務前払金		—		—	
合計		1,129	507		
期末受託業務前払金		—	0		
直轄高速道路事業費		1,129	507		

原価計算の方法

原価計算の方法は、個別原価計算です。

(注)※内訳は次のとおりです。

項目	前事業年度 (百万円)	項目	当事業年度 (百万円)
外注費	1,057	外注費	407
その他経費	44	その他経費	62

③ 受託業務事業費

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月 31日)		当事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月 31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 材料費	※	—	—	0	0.0
II 労務費		213	1.2	150	1.4
III 経費		16,886	98.3	10,386	97.7
IV 一般管理費		82	0.5	99	0.9
当期総製造費用		17,182	100.0	10,636	100.0
期首受託業務前払金		1,897		3,251	
合計		19,080	13,888		
期末受託業務前払金		3,251	1,311		
受託業務事業費	15,828	12,576			

原価計算の方法

原価計算の方法は、個別原価計算です。

(注)※主な内訳は次のとおりです。

項目	前事業年度 (百万円)	項目	当事業年度 (百万円)
外注費	16,043	外注費	9,596
土地代及び補償費	46	土地代及び補償費	26

④ SA・PA事業管理費

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 材料費	※	17	0.3	17	0.3
II 労務費		176	3.2	189	3.1
III 経費		5,414	96.5	5,807	96.6
SA・PA事業管理費		5,608	100.0	6,013	100.0

(注)※主な内訳は次のとおりです。

項目	前事業年度 (百万円)	項目	当事業年度 (百万円)
業務委託費	2,402	業務委託費	2,556
減価償却費	1,247	減価償却費	1,429

⑤ その他の事業管理費

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 労務費	※	129	7.6	127	9.1
II 経費		1,574	92.4	1,277	90.9
その他の事業管理費		1,704	100.0	1,404	100.0

(注)※主な内訳は次のとおりです。

項目	前事業年度 (百万円)	項目	当事業年度 (百万円)
業務委託費	582	業務委託費	277
租税公課	202	租税公課	210

⑥ 高速道路事業営業費用及び関連事業営業費用に含まれる一般管理費の合計は次のとおりです。

前事業年度 合計44,951百万円

当事業年度 合計46,284百万円

このうち主なものは次のとおりです。

このうち主なものは次のとおりです。

給与手当	6,154百万円
賞与引当金繰入額	502百万円
役員退職慰労引当金繰入額	16百万円
減価償却費	1,095百万円
ETCマイレージサービス 引当金繰入額	6,240百万円
利用促進費	21,374百万円
業務委託費	1,620百万円

給与手当	5,793百万円
賞与引当金繰入額	487百万円
役員退職慰労引当金繰入額	13百万円
減価償却費	1,139百万円
ETCマイレージサービス 引当金繰入額	8,174百万円
利用促進費	21,767百万円
業務委託費	1,438百万円

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	47,500	47,500	7,997	55,497	22,399	12,315	34,715	137,712
当期変動額								
別途積立金の積立					142	△142	—	—
当期純利益又は当期純損失（△）						6,030	6,030	6,030
当期変動額合計	—	—	—	—	142	5,887	6,030	6,030
当期末残高	47,500	47,500	7,997	55,497	22,542	18,203	40,745	143,742

	純資産合計
当期首残高	137,712
当期変動額	
別途積立金の積立	—
当期純利益又は当期純損失（△）	6,030
当期変動額合計	6,030
当期末残高	143,742

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	47,500	47,500	7,997	55,497	22,542	18,203	40,745	143,742
当期変動額								
別途積立金の積立					128	△128	—	—
当期純利益又は当期純損失（△）						△533	△533	△533
当期変動額合計	—	—	—	—	128	△662	△533	△533
当期末残高	47,500	47,500	7,997	55,497	22,670	17,541	40,211	143,209

	純資産合計
当期首残高	143,742
当期変動額	
別途積立金の積立	—
当期純利益又は当期純損失（△）	△533
当期変動額合計	△533
当期末残高	143,209

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法によっています。
- (2) その他有価証券
時価のないもの
移動平均法による原価法によっています。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 仕掛道路資産
個別法による原価法によっています。
仕掛道路資産の取得原価は、道路資産の建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等その他道路資産の取得に要した費用の額を加えた額としています。
なお、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しています。
- (2) 原材料・貯蔵品
主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっています。

3. 固定資産の減価償却方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しています。
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	10～50年
構築物	10～45年
機械及び装置	5～10年

また、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっています。
- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しています。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいています。
- (3) リース資産
 - ① 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。
 - ② 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

4. 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費
社債の償還期限までの期間で均等償却しています。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しています。

(3) ハイウェイカード偽造損失補てん引当金

ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、今後、判明すると見込まれる被害額を推計して計上しています。

(4) 回数券払戻引当金

利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上しています。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

退職給付の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しています。

(6) 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、社内規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しています。

(7) ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当事業年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しています。

6. 収益及び費用の計上基準

(1) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

直轄高速道路事業収入及び受託業務収入等、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積もりは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。

なお、高速道路事業営業収益のうち、道路資産完成高の計上は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した日に行っています。

(2) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっています。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

(2) 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(表示方法の変更)

以下の事項について、記載を省略しています。

- ・財務諸表等規則第8条の6に定めるリース取引に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しています。
- ・財務諸表等規則第8条の28に定める資産除去債務に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しています。
- ・財務諸表等規則第86条に定める研究開発費に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しています。
- ・財務諸表等規則第95条の3の2に定める減損損失に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しています。

(損益計算書)

前事業年度において、営業外収益の「雑収入」に含めて表示していた「土地物件貸付料」は、営業外収益の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っています。

この結果、前事業年度の損益計算書において、営業外収益の「雑収入」に表示していた500百万円は、「土地物件貸付料」として組替えています。

前事業年度において、営業外費用の「雑損失」に含めて表示していた「支払補償費」は、営業外費用の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っています。

この結果、前事業年度の損益計算書において、営業外費用の「雑損失」に表示していた2百万円は、「支払補償費」として組替えています。

前事業年度において、特別損失の「その他特別損失」に含めて表示していた「損害賠償金」は、特別損失の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っています。

この結果、前事業年度の損益計算書において、特別損失の「その他特別損失」に表示していた12百万円は、「損害賠償金」として組替えています。

(貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した道路建設関係社債の担保に供しています。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
道路建設関係社債	344,842百万円 (額面額 345,400百万円)	324,993百万円 (額面額 325,400百万円)
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債	140,000	185,000

2 偶発債務

以下の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っています。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券（政府からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び政府が保有している債券を除く）について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	3,941,239百万円	3,011,487百万円
東日本高速道路株式会社	7,336	2,271
中日本高速道路株式会社	5,455	2,345
計	3,954,032	3,016,105

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額について連帯して債務を負っています。

- ① 日本道路公団から承継した借入金（政府からの借入金を除く）について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	7,045百万円	4,699百万円

- ② 民営化以降、当社が調達した以下の金額について、連帯して債務を負っています。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	304,000百万円	371,000百万円

※3 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
流動資産		
高速道路事業営業未収入金	2百万円	1百万円
未収入金	39	171
短期貸付金	1,248	3,186
その他	478	180
固定資産		
長期貸付金	—	1,150
流動負債		
高速道路事業営業未払金	15,123	18,673
未払金	2,357	2,096
預り金	16,899	22,323
固定負債		
受入保証金	810	810

※4 関門トンネル事業履行義務債務

日本道路公団等民営化関係法施行法第13条第4項第2号の定めにより日本道路公団から引継いだ関門トンネル事業について、道路整備特別措置法施行令第3条の規定により当該事業の料金徴収総額と維持及び修繕に要する費用等の合算額が見合うことから、当事業年度末時点における国に負う未履行の義務に相当する額を計上しています。

5 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行等4金融機関と当座貸越契約を締結しています。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりです。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
当座貸越極度額	100,000百万円	100,000百万円
借入実行残高	—	—
差引額	100,000	100,000

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引は次のとおりです。

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
関係会社より受取配当金	5,750百万円	589百万円

※2 固定資産売却益の内訳は次のとおりです。

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
機械及び装置	－百万円	1百万円
車両運搬具	20	30
工具、器具及び備品	－	0
土地	111	12
計	131	43

※3 固定資産売却損の内訳は次のとおりです。

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
機械及び装置	－百万円	0百万円
車両運搬具	－	0
土地	16	－
計	16	0

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

(有価証券関係)

前事業年度 (平成25年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式 (貸借対照表計上額 子会社株式4,190百万円、関連会社株式1,669百万円) は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

当事業年度 (平成26年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式 (貸借対照表計上額 子会社株式4,192百万円、関連会社株式1,669百万円) は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
繰延税金資産		
継続損益工事費	3,080百万円	2,470百万円
賞与引当金	523	510
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金	30	21
退職給付引当金	21,357	22,051
E T Cマイレージサービス引当金	2,221	2,909
事業税	422	75
繰延資産	113	93
ハイウェイカード前受金	289	273
E T C前受金	207	165
減価償却費	544	658
その他	1,999	2,187
繰延税金資産小計	30,790	31,416
評価性引当額	△26,920	△28,066
繰延税金資産合計	3,870	3,350
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△50	△50
繰延税金負債合計	△50	△50
繰延税金資産の純額	3,820	3,300

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
法定実効税率	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しています。	38.0%
(調整)		
評価性引当額		93.3
交際費等永久に損金に算入されない項目		1.2
受取配当金等永久に益金に算入されない項目		△47.0
住民税均等割		5.6
法人税等追徴額		35.1
源泉所得税		10.8
税額控除による影響額		△12.9
税率変更による繰延税金資産影響額		18.3
その他		1.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率		144.0

3. 実効税率の変更

平成26年3月31日付けで「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が公布されたことに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については、従来の38.0%から35.6%に変更しています。

この変更により、当事業年度末の繰延税金資産の純額が230百万円減少し、法人税等調整額が同額増加しています。

(企業結合等関係)

当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に記載しているため、注記を省略しています。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,513.08円	1株当たり純資産額	1,507.47円
1株当たり当期純利益金額	63.48円	1株当たり当期純損失金額(△)	△5.62円

(注) 1. 前事業年度における潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 当事業年度における潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載していません。

3. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は以下のとおりです。

項目	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
損益計算書上の当期純利益又は 当期純損失(△)(百万円)	6,030	△533
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益又は 当期純損失(△)(百万円)	6,030	△533
普通株式の期中平均株式数(千株)	95,000	95,000

(重要な後発事象)

多額な社債の発行

当社は、平成26年3月27日開催の取締役会の決議(社債180,000百万円以内)に基づき、平成26年4月1日以降、下記の条件にて社債を発行しました。

区分	西日本高速道路株式会社第22回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)
発行総額	25,000百万円
利率	年0.744パーセント
償還方法	満期一括
発行価額	額面100円につき100円
払込期日	平成26年5月19日
償還期日	平成36年3月19日
担保	一般担保
用途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受

④【附属明細表】
【有価証券明細表】
【その他】

種類及び銘柄			券面総額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)
有価証券	その他有価証券	譲渡性預金	106,500	106,500
計			106,500	106,500

【有形固定資産等明細表】

区分	資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	減損損失 累計額 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)	
高速道路 事業	有形固 定資産	建物	1,882	85	6	1,960	—	795	103	1,165
		構築物	37,838	2,216	266	39,788	—	7,434	1,116	32,353
		機械及び装置	104,406	12,329	3,848	112,887	—	68,276	9,828	44,610
		車両運搬具	16,360	2,064	246	18,178	—	14,008	1,731	4,170
		工具、器具及び 備品	6,797	911	241	7,467	—	4,751	748	2,716
		土地	0	1,114	1,114	0	—	—	—	0
		リース資産	34	67	—	102	—	18	17	84
		建設仮勘定	4,251	22,009	21,691	4,569	—	—	—	4,569
	計	171,570	40,800	27,416	184,954	—	95,284	13,546	89,670	
	無形固定資産	12,216	922	346	12,792	—	9,295	1,586	3,497	
合計	183,787	41,723	27,762	197,747	—	104,579	15,133	93,167		
関連事業	有形固 定資産	建物	19,583	3,356	236	22,703	—	6,749	963	15,954
		構築物	5,843	471	24	6,290	—	3,153	341	3,136
		機械及び装置	1,488	564	111	1,942	—	837	147	1,104
		工具、器具及び 備品	116	58	4	170	—	80	19	89
		土地	67,484	—	1	67,482	—	—	—	67,482
		リース資産	25	33	—	59	—	13	9	45
		建設仮勘定	104	6,984	6,138	949	—	—	—	949
	計	94,646	11,469	6,518	99,597	—	10,834	1,481	88,762	
無形固定資産	148	234	24	359	—	128	19	231		
合計	94,794	11,704	6,542	99,956	—	10,963	1,501	88,993		
各事業共 用	有形固 定資産	建物	9,062	524	249	9,337	—	3,119	326	6,217
		構築物	779	62	6	835	—	423	32	411
		機械及び装置	251	42	1	291	—	144	28	147
		車両運搬具	6	—	5	0	—	0	0	0
		工具、器具及び 備品	2,305	378	14	2,669	—	1,442	382	1,226
		土地	11,191	—	46	11,144	—	—	—	11,144
		リース資産	2,282	11	98	2,195	—	1,183	260	1,012
		建設仮勘定	729	3,723	4,211	241	—	—	—	241
	計	26,609	4,742	4,634	26,716	—	6,314	(571) 1,032	(11,287) 20,402	
	無形固定資産	9,863	820	50	(6,012) 10,633	—	7,305	1,148	3,328	
合計	36,472	5,562	4,685	37,349	—	13,619	2,180	23,730		

区分	資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	減損損失 累計額 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
その他の 固定資産	建物	57	130	82	105	51	20	0	34
	構築物	—	10	10	—	—	—	—	—
	土地	551	58	11	598	—	—	—	598
	建設仮勘定	—	11	11	—	—	—	—	—
	合 計	609	210	115	703	51	20	(0) 0	(399) 632
投資その他の資産	長期前払費用	4,491	507	72	4,926	—	3,194	341	1,732
繰延資産	道路建設関係 社債発行費	857	325	171	1,012	—	449	203	563
	繰延資産計	857	325	171	1,012	—	449	203	563

- (注) 1. ()内は、高速道路事業配賦分を表示しています。
2. 各事業共用固定資産の主なものは工事事務所及び社宅等です。
3. 配賦基準は勤務時間比によっています。
4. 高速道路事業有形固定資産（機械及び装置）の当期増加額の主なものは、E T C設備及び料金収受機械9,241百万円の取得等によるものです。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	320	249	25	224	319
賞与引当金	1,379	1,434	1,379	—	1,434
ハイウェイカード偽造損失補てん引 当金	85	—	24	—	61
回数券払戻引当金	172	—	5	—	166
役員退職慰労引当金	39	21	8	—	52
E T Cマイレージサービス引当金	6,240	8,174	6,240	—	8,174

(注) 貸倒引当金の当期減少額（その他）は、一般債権の貸倒実績率による洗替え及び回収によるものです。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しています。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	100株券、1,000株券、その他100株未満の株式を表示した株券並びにその他必要券種
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	大阪府大阪市北区堂島一丁目6番20号 西日本高速道路株式会社 本社 総務部 総務法務課
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	新たに発行する株券にかかる印紙税相当額
単元未満株式の買取り	
取扱場所	大阪府大阪市北区堂島一丁目6番20号 西日本高速道路株式会社 本社 総務部 総務法務課
株主名簿管理人	—
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	官報
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社は、株券発行会社であります。が、全ての株主から株券不所持の申し出を受け、株券不発行となっております。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、上場会社ではないため、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条の7第1項の適用がありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しています。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度(第8期) (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) 平成25年6月27日近畿財務局長に提出。

(2) 半期報告書

(第9期中) (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日) 平成25年12月25日近畿財務局長に提出。

(3) 臨時報告書

平成26年4月1日近畿財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書

(4) 発行登録書(普通社債)及びその添付書類

平成25年12月26日近畿財務局長に提出。

(5) 訂正発行登録書(普通社債)

平成26年4月1日近畿財務局長に提出。

(6) 発行登録追補書類(普通社債)及びその添付書類

平成26年2月6日及び平成26年5月13日近畿財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

下表に記載する社債（いずれも、一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）（以下「各社債」といいます。）には保証は付されていません。しかしながら、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路（注1）に係る道路資産（注2）が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時（注3）において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされています。各社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が各社債に係る債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により重畳的に債務引受けされることとなるため、機構に係る情報の開示を行うものです。

債務引受けの詳細については、前記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因について ② 機構による債務引受け等について」を併せてご参照下さい。

- (注) 1. 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する高速道路をいいます。
2. 道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路をいいます。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くものとします。）をいいます。
3. 当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

<対象となる社債>

(有価証券報告書提出日現在)

有価証券の名称	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品業協会名
西日本高速道路株式会社第12回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付) (注1)	平成23年9月15日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第13回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付) (注2)	平成24年2月9日	15,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第14回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付) (注2)	平成24年5月8日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第15回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付) (注3)	平成24年9月12日	20,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第16回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付) (注3)	平成24年11月13日	20,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第17回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付) (注4)	平成25年2月13日	15,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第18回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成25年5月20日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第19回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成25年9月5日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第20回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成25年11月13日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第21回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成26年2月13日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第22回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成26年5月19日	25,000	非上場・非登録

- (注) 1. 平成24年3月30日付で機構により重畳的に債務引受けされています。
 2. 平成25年3月29日付で機構により重畳的に債務引受けされています。
 3. 平成25年6月28日付で機構により重畳的に債務引受けされています。
 4. 平成26年3月31日付で機構により重畳的に債務引受けされています。

2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

該当事項はありません。

3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

○独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱（以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。）に対する係る資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人です。

平成26年3月31日現在の機構の概要は下記のとおりです。

- ① 名称 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
- ② 設立根拠法 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法
- ③ 主たる事務所の所在地 東京都港区西新橋二丁目8番6号
子会社及び関連会社はございません。
- ④ 役員 機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くとされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。
また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができるとされており、平成25年3月31日現在、3名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、理事長の任期は4年、理事及び監事の任期は2年であります。
- ⑤ 資本金及び資本構成 平成25年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国（国土交通大臣及び財務大臣）及び関係地方公共団体が出資しています。

I 資本金	5,376,311百万円
政府出資金	3,955,854百万円
地方公共団体出資金	1,420,457百万円
II 資本剰余金	844,412百万円
資本剰余金	89百万円
日本道路公団等民営化関係法施行法第15条による積立金	850,932百万円
損益外除売却差額相当額	△33百万円
損益外減価償却累計額	△4,515百万円
損益外減損損失累計額	△2,061百万円
III 利益剰余金	2,808,928百万円
純資産合計	9,029,652百万円

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（以下「通則法」といいます。）、機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります（通則法第38条）。また、その監査については、機構の監事（通則法第19条第4項）及び会計監査人（通則法第39条）により実施されるもののほか、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

⑥ 事業の内容

- (a) 目的 高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること
- (b) 業務の範囲
- (i) 高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け
 - (ii) 承継債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）
 - (iii) 協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）
 - (iv) 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、首都高速道路(株)又は阪神高速道路(株)に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け
 - (v) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
 - (vi) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路のうち当該高速道路と道路（高速道路を除きます。）とを連結する部分で国土交通省令で定めるものの整備に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け（注）
 - (vii) 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、首都高速道路(株)又は阪神高速道路(株)に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
 - (viii) 高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成
 - (ix) 高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務
 - (x) 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務
 - (xi) 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理
 - (xii) 上記(xi)の鉄道施設を有償で鉄道事業者に利用させる業務
- (c) 事業に係る関係法令
- 機構の業務運営に関連する主な関係法令は下記のとおりです。
- (i) 機構法
 - (ii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成17年政令第202号）
 - (iii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令（平成17年国土交通省令第64号）
 - (iv) 通則法
 - (v) 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）
 - (vi) 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）

なお、機構については、機構法第31条第1項により、別に法律で定めるところにより平成77年9月30日までに解散すること、また同条第2項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております（注）。また、日本道路公団等民営化関係法施行法附則第2条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められています。

道路関係四公団の民営化の経緯については前記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク 1. 民営化について」を、また、協定については「第一部 企業情報 第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等 (1) 機構と締結する協定について」を併せてご参照下さい。

（注）機構法の改正を含む道路法等の一部を改正する法律（平成26年法律第53号）は、一部の規定を除いて公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行される予定であり、改正後の機構法に基づき記載しております。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

平成26年6月20日

西日本高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂井 俊介 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 守谷 義広 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている西日本高速道路株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、西日本高速道路株式会社及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年6月20日

西日本高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂井 俊介 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 守谷 義広 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている西日本高速道路株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、西日本高速道路株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。